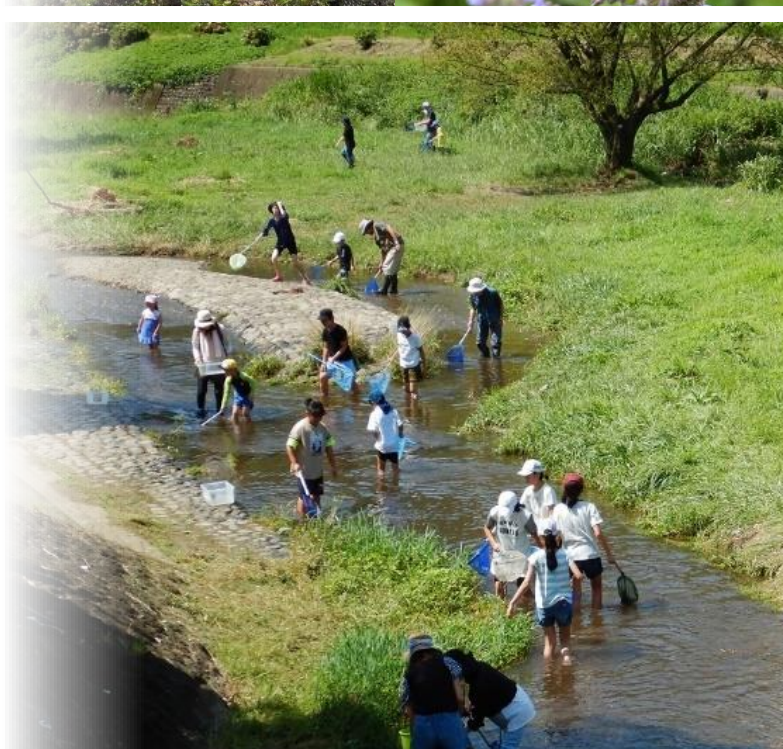


# 第3次 足利市 環境基本計画

豊かな**自然**と**人**と**歴史**が調和する  
環境にやさしいまち足利

令和 4（2022）年度～  
令和 11（2029）年度



表表紙

写真上段 足利市内で見られる生き物 ※()内は絶滅の危険度を表すカテゴリー

左上：キジ

左下：サワガニ（栃木県：要注目）

右上：ニホンカワトンボ

右下：ミゾコウジュ（環境省：準絶滅危惧、栃木県：要注目）

中段 川の生き物観察会（足利市環境政策課主催 於 名草川）

下段 史跡足利学校 学校門

裏表紙

市制 100 周年を記念し新たに制定した「市の木・花・鳥」のデザイン

（左：市の木 イチョウ 中：市の花 フジ 右：市の鳥 カルガモ）

## はじめに



足利市は、北は足尾山地へとつづく山並み、南には広大な関東平野が広がり、東西にわたる渡良瀬川の清流とその支流である多数の河川が流れ、希少な動植物が生息する豊かな自然に恵まれたまちです。また、日本最古の学校である史跡足利学校や、足利氏ゆかりの鑱阿寺をはじめとして、数多くの文化遺産に恵まれています。

このように先人たちから受け継がれてきた風光明媚な郷土足利の環境を守るとともに、市民の健康で快適な生活の確保と地球環境の保全のため、平成 22（2010）年度に

「第 2 次足利市環境基本計画」を策定し、計画の推進に取り組んでまいりました。

近年、地球温暖化の影響が世界各地で顕著になる中、平成 27（2015）年に「パリ協定」が採択され、我が国においても令和 2（2020）年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するなど、世界各国が地球温暖化の防止に向け様々な取組を開始しました。地球温暖化防止のためには産業構造、社会経済、我々のライフスタイルなどの大幅な変革が必要不可欠ですが、国では地球温暖化対策を経済成長につなげる「経済と環境の好循環」を生み出すための「グリーン成長戦略」を打ち出すなど、脱炭素社会の実現に向けた積極的な取組が図られています。

このたび策定した「第 3 次足利市環境基本計画」では、「豊かな自然と人と歴史が調和する 環境にやさしいまち足利」を目指す環境像とし、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえた改定を行いました。また「足利市地球温暖化対策実行計画 区域施策編（あしかがストップ温暖化プラン）」及び「足利市エネルギー戦略」を統合して一体的な推進を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、持続可能なまちづくりを追求していく所存です。

環境像を実現するとともに、「誇れるふるさと足利」を築くためには、市民、事業者、行政が一体となり、強い意志を持って環境施策に取り組むことが重要です。引き続き本市の環境行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、第 3 次環境基本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました皆さま、貴重なご意見をいただきました市民、市議会の皆さま、環境審議会の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和 4（2022）年 2 月

足利市長

早川尚秀

# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	5
<b>第1節 基本的事項</b> .....	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
<b>第2節 計画の構成</b> .....	8
<b>第3節 各主体の役割と連携</b> .....	9
<b>第2章 現状と課題の分析</b> .....	11
<b>第1節 足利市の概況</b> .....	12
1 位置と地勢	12
2 気象（気温・降水量）	12
3 土地利用	13
4 人口	13
5 産業（15歳以上産業別就業人口）	14
6 交通	15
<b>第2節 環境の現状</b> .....	16
1 地球環境分野	16
2 自然環境分野	25
3 生活環境分野	32
4 快適環境分野	35
5 環境教育分野	37
<b>第3節 アンケート結果分析</b> .....	38
1 市民	38
2 事業所	42
3 中学生	44
<b>第4節 課題の抽出</b> .....	46

<b>第3章 計画の目標</b>	49
<b>第1節 環境像と目標</b>	50
1 目指す姿（環境像）	50
2 基本目標	50
<b>第2節 持続可能な開発目標（SDGs）との関連</b>	51
<b>第3節 施策の体系</b>	52
<b>第4章 個別施策の展開</b>	55
<b>第1節 基本目標1 脱炭素社会と循環型社会の実現を目指す（区域施策編）</b>	56
1 位置付け	56
2 対象とする温室効果ガス	56
3 温室効果ガス排出状況	56
4 温室効果ガス削減目標	58
5 施策の内容	59
<b>第2節 基本目標2 豊かな自然を未来に守り継ぎます</b>	66
<b>第3節 基本目標3 健康で安心して暮らせる生活環境を守ります</b>	72
<b>第4節 基本目標4 自然と歴史が調和した快適な環境を整備します</b>	76
<b>第5節 基本目標5 多様な主体とともに環境保全に取り組みます</b>	82
<b>第5章 進行管理</b>	87
<b>第1節 計画の推進</b>	88
<b>第2節 計画の進行管理</b>	89
<b>資料編</b>	91
1 足利市環境基本条例	92
2 足利市環境審議会規則	97
3 足利市環境審議会委員名簿	100
4 用語集	101

# Ashikaga City Environmental Master Plan

---

# 第1章 計画の基本的事項

# Chapter 1

## 第1節 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成22（2010）年度に第2次足利市環境基本計画を策定し、環境やエネルギーを取り巻く情勢の変化を踏まえた見直し（平成28（2016）年）を行いつつ、環境像「自然と人と歴史が共生する うるおいのある都市 まち あしかが」の実現のために計画の推進に取り組んできました。令和3（2021）年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの取り組みを振り返り、成果や課題を明らかにしたうえで継続的な取り組みを行うため、第3次足利市環境基本計画を策定いたしました。

前計画の期間中、世界における環境を取り巻く情勢は大きく変化しました。世界各地で地球温暖化が原因とされる気候変動が顕著になるとともに異常気象が頻発するようになり、「パリ協定」の採択（平成27（2015）年）、「2050年カーボンニュートラル」宣言（日本、令和2（2020）年）など地球温暖化防止に向けた取り組みが全世界において加速しています。また比較的新しいといえる環境問題も顕在化し、近年では食品ロス問題や、海洋プラスチック問題などがクローズアップされています。第3次足利市環境基本計画では、これらの情勢に対応できるよう、これまでの取り組みを発展的に見直し、計画に位置付けるものとします。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、その実現に環境の面から貢献できるよう取り組みます。

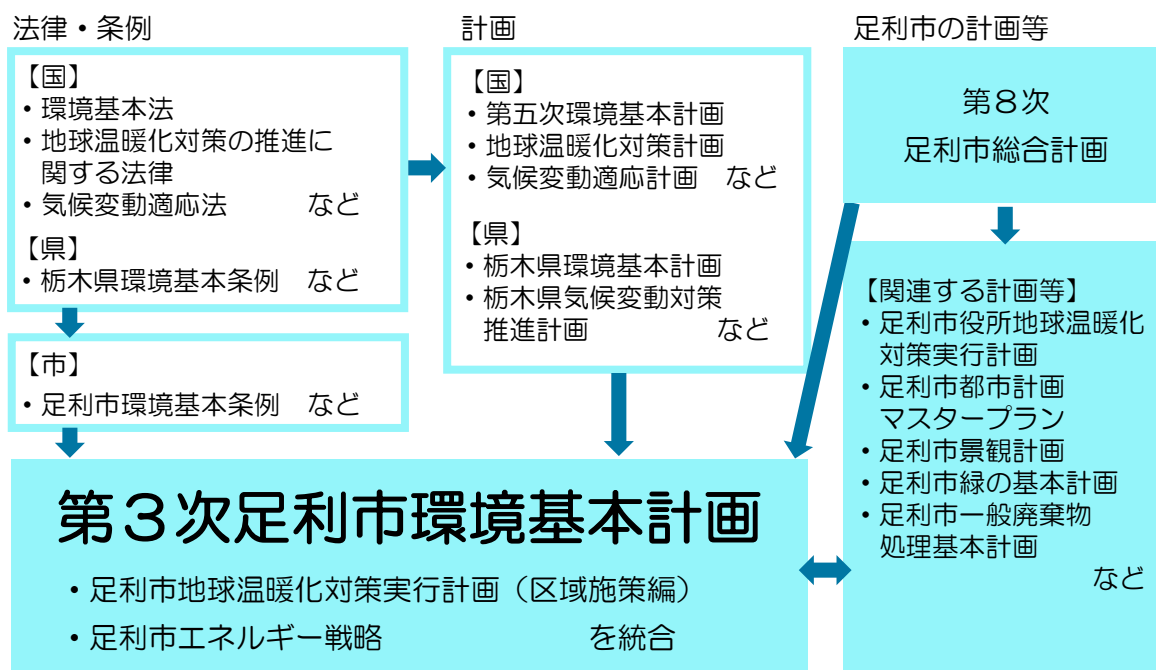
### 2 計画の位置づけ

本計画は、足利市環境基本条例第8条の規定に基づき策定する環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めた計画です。足利市基本構想（第8次足利市総合計画）に示されるまちづくりを環境の面から実現するためのものであり、環境に係る各種計画との連携・調整を図るとともに、各種施策及び事業に横断的に対応します。

また本計画より、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条の3第3項の規定に基づく「足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編（あしかがストップ温暖化プラン）」と、「足利市エネルギー戦略」を統合し、一体的な推進を図ります。



図1 計画の位置づけ



### 3 計画の対象

計画が対象とする地域は、足利市全域とします。

本計画に関する対象範囲は、以下の5項目とします。

分野	内容
地球環境 (区域施策編)	地球温暖化対策／省エネルギー／再生可能エネルギー／ 廃棄物／資源循環 など
自然環境	自然環境／生物多様性／外来生物対策 など
生活環境	典型7公害／水環境／生活排水 など
快適環境	都市景観／公園・緑地／歴史・文化的環境 など
環境教育	環境教育／環境学習／ボランティア など

### 4 計画の期間

第8次足利市総合計画との整合性を図るため、令和4(2022)年度から令和11(2029)年度の8年間を計画期間とします。

環境に関する基礎的条件や社会経済情勢の変化が著しい場合は、必要に応じ見直しを行います。

## 第2節 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項	第1節 基本的事項 計画策定の趣旨、計画の位置づけ、 計画の対象、計画の期間 第2節 計画の構成 第3節 各主体の役割と連携
第2章 現状と課題の分析	第1節 足利市の概況 第2節 環境の現状 第3節 アンケート結果分析 第4節 課題の抽出
第3章 計画の目標	第1節 環境像と目標 目指す姿（環境像）、基本目標 第2節 持続可能な開発目標（SDGs）との関連 第3節 施策の体系
第4章 個別施策の展開	第1節 基本目標1 地球環境分野（区域施策編） 第2節 基本目標2 自然環境分野 第3節 基本目標3 生活環境分野 第4節 基本目標4 快適環境分野 第5節 基本目標5 環境教育分野
第5章 進行管理	第1節 計画の推進 第2節 計画の進行管理
資料編	1 足利市環境基本条例 2 足利市環境審議会規則 3 足利市環境審議会委員名簿 4 用語集

### 第3節 各主体の役割と連携

本計画の目標の達成のためには、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれ求められる役割に基づいて、各主体が協働して環境の保全と創造に取り組み、長期的な観点から環境施策を総合的・計画的に推進することが重要です。

#### 市民、 市民団体の役割

- 日常生活において積極的な環境負荷の低減に努めます。
- 市が実施する環境施策に協力します。
- 地域における環境保全活動に積極的に参加します。

#### 事業者の役割

- 事業活動に伴う公害を防止し、環境負荷の低減に努めます。
- 身近な自然環境を率先して保護します。
- 市民、市民団体や市などとの協働により、地域における環境保全活動を推進します。

#### 市の役割

- 本市の環境の保全や創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策や取り組みを総合的、計画的に実施します。
- 市の事務事業について、率先して環境負荷の低減に努めます。
- 市民や市民団体、事業者と連携を図り、自主的な環境保全活動をサポートします。
- 国や県、近隣自治体と協力・連携を図り、環境保全に努めます。

# Ashikaga City Environmental Master Plan

---

## 第2章 現状と課題の分析

# Chapter 2

---

## 第2章 現状と課題の分析

## Chapter 2

### 第1節 足利市の概況

#### 1 位置と地勢

本市は栃木県の南西部、群馬県との県境に位置し、東京から80kmの首都圏内にあります。隣接する自治体は5つあり、東と北は佐野市、西は群馬県桐生市、南は群馬県太田市・館林市・邑楽郡に接しています。

また、関東平野と山岳地帯の境に位置し、北部は山、南は広大な関東平野がひらけ、市中央部には足尾を源に発する渡良瀬川が流れる水と緑に恵まれた自然豊かなまちです。



総面積：177.76 km<sup>2</sup>

東西：18.8 km      南北：19.1 km

位置（市役所）

東経：139° 27′      北緯：36° 20′

海拔：34.54m

#### 2 気象（気温・降水量）

足利市の気象状況（気温・降水量）は表1のとおりです。

表1 足利市の気象状況（気温・降水量）

年	気温（℃）			降水量 (mm)
	年平均	最高気温	最低気温	
平成 23 年	14.8	38.4	-5.8	1316.0
24	14.6	36.5	-6.9	1052.0
25	16.1	38.6	-4.6	1267.0
26	14.8	36.6	-6.4	1340.5
27	15.6	36.7	-4.6	1179.5
28	15.6	37.6	-5.0	1246.5
29	14.7※	38.4	-4.8	1367.5
30	16.0	38.7	-6.2	859.5
令和元年	13.7	38.0	-5.8	1264.0
2	15.8	38.8	-6.4	1174.5
10年間	15.2			1206.7

資料：統計あしかが

※平成 29（2017）年は観測装置の不調のため、気象庁佐野観測所の年平均気温を代用しています。

### 3 土地利用

平成 17（2005）年からの5年ごとの地目別土地利用の推移は表 2、令和 2（2020）年における地目別土地利用の構成比は図2に示すとおりです。

本市の面積のうち「山林」が最も多く27.2%、次いで「宅地」が17.0%です。

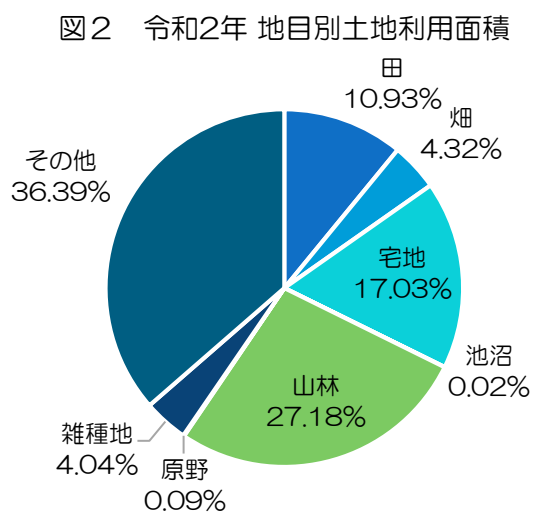


表2 地目別土地利用面積の推移

(各年1月1日現在)

(単位：a)

年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成 17 年	1,778,200	222,535	88,281	292,169	731	570,896	3,392	57,537	542,658
平成 22 年	1,778,200	212,326	85,921	302,760	686	564,148	3,374	57,634	551,351
平成 27 年	1,777,600	203,946	81,130	298,165	279	490,766	1,603	59,693	642,017
令和 2 年	1,777,600	194,337	76,824	302,693	301	483,188	1,567	71,751	646,939

資料：統計あしかが（税務課）

※平成 27（2015）年以降集計方法が変更になり、数値が大幅に増加・減少しているものがあります。

### 4 人口

人口の推移は、表3、図3・4に示す通りです。本市の人口は平成2（1990）年の167,686人をピークに、毎年減少が続いています。

令和2（2020）年10月1日現在の人口は144,746人で、第2次計画改定時の平成28（2016）年に比べ3,843人減少しています。人口の構成（年齢3区別）をみると、15歳未満と15歳以上～64歳未満が年々減少しているのに対し65歳以上が増加し続けており、少子高齢化が進行しています。

世帯数は平成28（2016）年から1,082世帯増加しました。一世帯当たりの平均人数は平成28（2016）年の約2.5人から令和2（2020）年には約2.3人になっており、核家族化の進行がうかがえます。

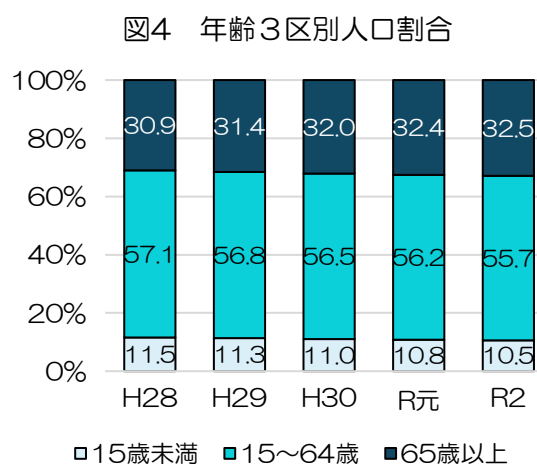
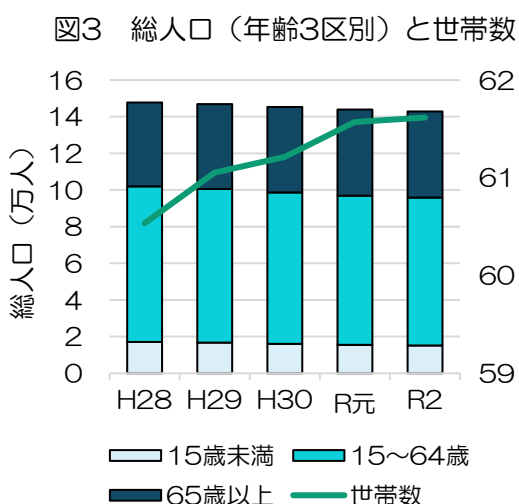
表3 人口・世帯の推移

(推計人口、各年10月1日現在)

(単位：人・世帯)

年	総人口	年齢別人口			世帯数
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	
平成28年	148,589	17,046	84,870	45,868	60,535
平成29年	147,699	16,699	83,889	46,327	61,052
平成30年	146,097	16,100	82,513	46,721	61,214
令和元年	144,684	15,608	81,355	46,916	61,572
令和2年	144,746	15,176	80,642	47,023	61,617

資料：栃木県 年齢別人口調査結果（市町別年齢別人口）  
※令和2年は、年齢不詳 1,905 人を含む



## 5 産業（15歳以上産業別就業人口）

本市の労働力人口（総数）は、表4のとおり減少を続けています。特に、第一次産業は20年間で約半数、第二次産業も6割程度に減少しています。

表4 産業別就業人口の推移

(国勢調査結果 各年10月1日現在)

(単位：人)

年	総数	産業別			
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
平成7年	86,014	2,446	40,289	43,137	142
平成12年	83,684	2,222	37,082	44,076	304
平成17年	79,692	1,873	32,223	45,118	478
平成22年	73,847	1,466	26,960	44,262	1,159
平成27年	71,758	1,292	25,931	42,981	1,554

資料：統計あしかが



## 6 交通

### (1) 道路網

#### ア 高速道路

平成 23 (2011) 年に開通した北関東自動車道が東西に走り、市北部に足利インターチェンジがあります。

#### イ 国道

国道 50 号が東西に、国道 293 号が南北に走っています。国道 293 号は、足利市堀込町が終点となっています。

### (2) 公共交通

#### ア 鉄道

JR 両毛線、東武伊勢崎線の 2 路線があり、JR 両毛線は西から小俣駅、山前駅、足利駅、あしかがフラワーパーク駅、富田駅の 5 駅、東武伊勢崎線は野州山辺駅、足利市駅、東武和泉駅、福居駅、県駅の 5 駅があります。

#### イ バス

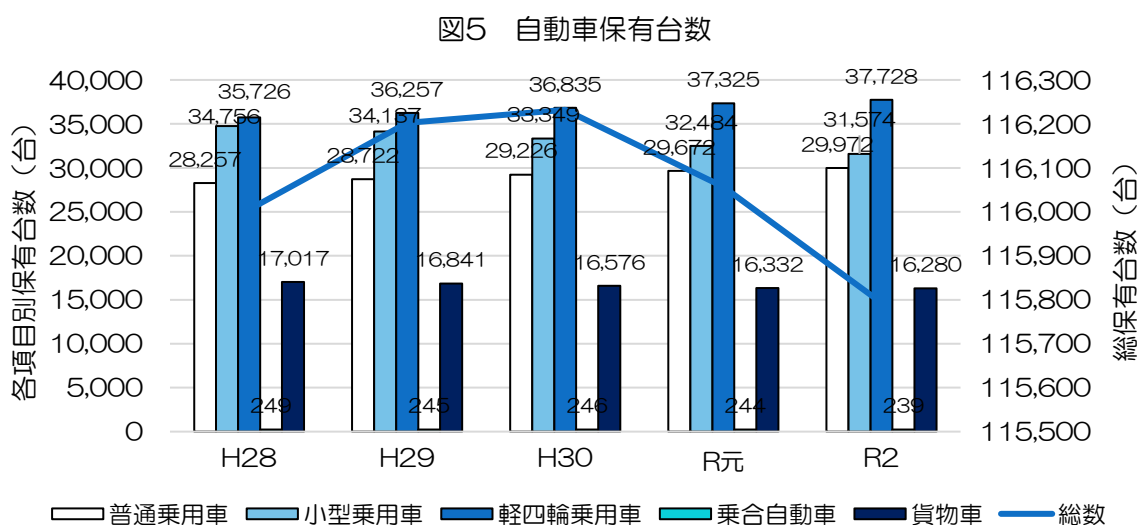
足利市生活路線バスの 8 路線が運行しています。

### (3) 自動車交通

令和 2 (2020) 年の自動車保有台数 (総数) は 115,793 台で、平成 30 (2018) 年以降は減少傾向にあります。乗用車 (普通、小型、軽四輪) は 99,274 台で、一世帯あたり約 1.6 台の自動車を保有しています。

平成 28 (2016) 年～令和 2 (2020) 年の自動車保有台数の推移は図 5 のとおりです。  
(左目盛 (棒グラフ) : 各項目の台数、右目盛 (折れ線グラフ) : 総数)

資料 : 統計あしかが



## 第2節 環境の現状

### 1 地球環境分野

#### (1) 地球温暖化・気候変動を取り巻く国内外の現状

経済の発展により、私たちは便利で快適な生活を手に入れました。しかし、豊かな生活を維持するために大量のエネルギーを消費するとともに大量の温室効果ガスを排出しており、これにより地球のほぼ全域で気温と海水温が上昇しています（＝地球温暖化）※。

地球温暖化の影響はあらゆるところに及んでいます。特に猛暑日の増加（図6）や、温暖化を一因とする豪雨の頻発（図7）など、いわゆる「極端現象」の増加は我々の生活や経済活動に多大な影響を及ぼすほか、生態系にも影響を与えており、全世界における喫緊の課題となっています。

※気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（第Ⅰ作業部会報告書）においては、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。」と指摘しています。

#### ア 地球温暖化防止のための取り組み

世界では地球温暖化防止のための国際的な枠組みや目標を設定し、脱炭素社会の構築を目指した取り組みを進めています。

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、気候変動への具体的な対策に関する目標が定められ（目標13）、重要な対策のひとつとされてい

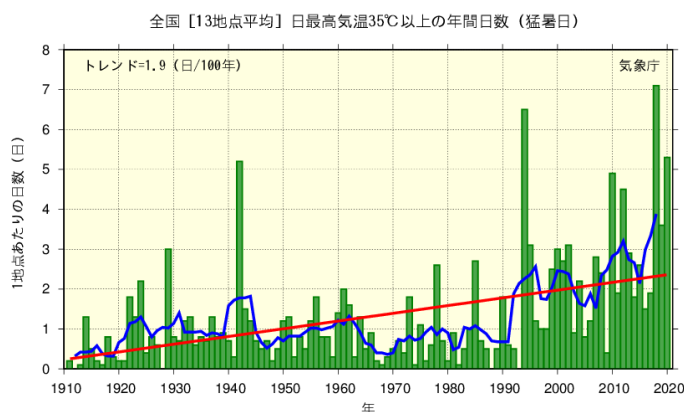


図6 全国日最高気温 35℃以上の年間日数（猛暑日）

（出典：気象庁「全国の日最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数の経年変化（1910～2020年）」）

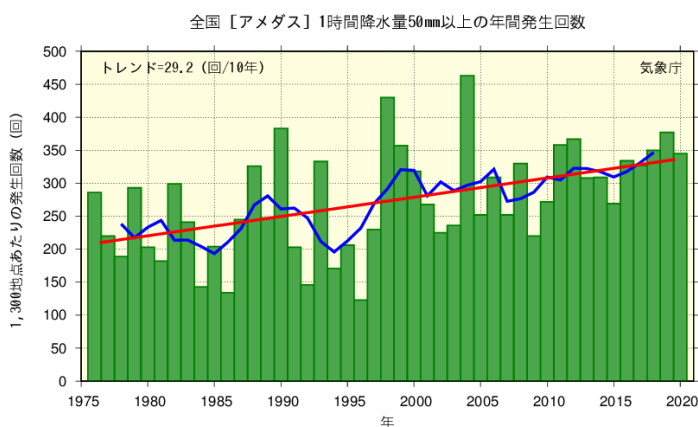


図7 全国1時間降水量 50mm以上の年間発生回数

（出典：気象庁「全国の1時間降水量 50mm以上の年間発生回数の経年変化（1976～2020年）」）

ます。また、その後開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、「産業革命前と比較して気温の上昇幅を2°Cを十分に下回り、1.5°Cに抑える努力をすること」を世界共通の目的とし、そのために今世紀後半にカーボンニュートラルを達成することや、SDGsにおける気候変動に関する5つのターゲットをより具体的にした目標などを定めました。史上初めて全ての国が参加する公平な枠組みであり、地球温暖化対策は世界全体で取り組まなければならない重要かつ喫緊の課題であるといえます。

こうした世界の潮流の中、日本では令和2（2020）年10月に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を表明し、この実現に向け令和3（2021）年4月には、2030年度までの温室効果ガス削減目標を従来の2013年度比26%削減から46%に引き上げました。また5月には改正地球温暖化対策推進法が成立し、2050年カーボンニュートラル宣言が基本理念として位置付けられました。目標の実現のためには技術革新や電源構成の見直し、国民のライフスタイルの大幅な変革など大きな社会変革が必要となると考えられ、国や自治体、事業者、市民が連携し、より一層の温暖化防止策に取り組むことが重要です。

#### イ 気候変動適応の取り組み

地球温暖化の対策のためには、温室効果ガスを削減し、温暖化そのものを抑制する取り組み（＝「緩和策」）が重要である一方で、気候変動による影響に備え対応し、適応していく取り組み（＝「適応策」）も重要であり、両者をともに推進していく必要があります。

日本においては平成30（2018）年6月に「気候変動適応法」が成立（施行は12月）し、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域における適応の強化、適応の国際展開等、気候変動に計画的に備える枠組みが定められました。

「適応策」は現在既に取り組みが始まっており、その例としては、品種改良により高温に強い農作物を作ること、災害を想定して河川の堤防を強化することなどがありますが、それぞれの地域の気象や地形により取り組むべき内容や優先順位は様々です。

本市においても、気候変動により激甚化する自然災害に備え、足利市国土強靱化地域計画やその他の関連計画のもと、行政によるハード・ソフト両面での防災減災対策を行うとともに、地域防災力の向上を目指し、被害を最小化するための強くしなやかな地域づくりに取り組んでいます。

## Column1 「平年値」が変更されました！

「平年値」とは、その時々気象（気温、降水量等）や天候（冷夏、暖冬等）を評価する基準として利用されるとともに、その地点の気候を表す値として用いられるもので、気象庁が作成しています。西暦年の1の位が1の年から続く30年間の平均値をもって平年値とし、10年ごとに更新されるもので、令和3（2021）年5月19日から、1991～2020年の30年間の平均値を用いた新しい平年値の使用が開始されました。天気予報でよく聞かれる「平年並み」はこの平年値がもとになっているため、この言葉が指す気温や降水量などが変わりました。

新しい平年値は、これまでの平年値と比べ以下のような特徴があります。

- 年平均気温・・・全国的に0.1～0.5℃程度高い
- 降水量・・・夏の西日本、秋と冬の太平洋側の多くの地点で10%程度多い
- 降雪量・・・冬の気温上昇等の影響で多くの地点で減少
- さくらの開花・・・ほとんどの気象官署にある標本木の開花日が1～2日早い

降水量の増加については、気温の上昇により雪が雨として降りやすくなったことや近年の大雨が要因の一つとして考えられます。

栃木県について見てみると、全国と比較して年平均気温の変化が大きく、宇都宮市の年平均気温はこれまでより0.5℃高くなります。また、宇都宮市の猛暑日、真冬日等の日数の新平年値と旧平年値を比較すると表のとおりで、これらの数値からも地球温暖化の影響を読み取ることができます。

項目	旧平年値	新平年値	増減
日最高気温 35℃以上（猛暑日）年間日数	3.6日	5.9日	+2.3日
日最高気温 30℃以上（真夏日）年間日数	43.6日	49.6日	+6.0日
日最高気温 25℃以上（夏日）年間日数	101.3日	111.3日	+10.0日
日最低気温 0℃未満（冬日）年間日数	79.7日	72.9日	-6.8日
日最高気温 0℃未満（真冬日）年間日数	0.1日	0.0日	-0.1日

地球温暖化や気候変動への対策を緩めないために、今回更新された「平年並み」が地球温暖化の影響を受けた「平年並み」であることを忘れないことが大切です。

（本文及び平年値の種類の出典・参考：気象庁報道発表「平年値の更新について～平年値（統計期間 1991～2020年）を作成しました～」）

（表の出典：栃木県気候変動適応センター通信 13号「平年値」が変わりました）

### 平年値の種類（主なもの）

- 地上気象観測  
主な要素：気温、降水量、日照時間、積雪の深さ、湿度 など
- アメダス  
要素：気温、降水量、日照時間、積雪の深さ、風向、風速
- 生物季節観測
- 梅雨入り・梅雨明けの時期
- 台風の発生数・接近数・上陸数 など

## (2) 循環型社会の形成とごみを取り巻く国内外の現状

社会経済の発展に伴って我が国の社会経済活動は大量生産・大量消費・大量廃棄型になり、資源採取から廃棄にいたる各段階での環境への負荷が高まっています。このような課題に対し、国では、循環型社会形成推進基本法を中心とした法体制を整備し、天然資源の消費を抑制して環境への負荷をできる限り減らす「循環型社会」の形成のため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会やライフスタイルを見直す取り組みを進めています。

我が国のごみ（一般廃棄物）の排出量は減少傾向にありますが、毎年4千万トンを超えるごみが排出されており、令和元（2019）年度では総排出量が4,274万t、国民1人1日当たり918gのごみが排出されています（出典：環境省）。

近年では「食品ロス」や「プラスチック資源」、「海洋プラスチック問題」などごみを取り巻く比較的新しい問題が顕在化しており、世界的に重要な課題となっています。

### ア 食品ロス問題

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指し、日本においては近年特にクローズアップされ始めた比較的新しい環境問題と言えます。

世界においては、年間約13億トンの食料が廃棄されている一方で、栄養不足や飢餓に苦しむ人々も多々おり、需給がアンバランスな状態です。SDGsにおいても食品ロスの解消が重要な目標の一つとなっており（目標12.3）、2030年までに世界全体の1人当たりの食料廃棄量を半減させる等の目標が掲げられています。

日本における食品ロスの量は、農林水産省の公表によると令和元（2019）年度の推計で年間約570万トンとされており、これを国民1人当たりに換算すると年間約45kg、さらに1日当たりに換算すると約124g（お茶碗一杯分）廃棄していることとなります。日本は食糧全体の約6割を輸入に頼っているにも関わらず、食品ロスが多い状況です。

こうした状況の中、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、社会全体で食品ロスを出さないという意識の醸成とその定着を図ること、また食べることができる食品はできるだけ食品として活用していくことなどが明記されました。また当法律第11条の規定に基づき、令和2（2020）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

食品ロスを削減することで輸入や廃棄処分にかかるエネルギーやコスト、焼却により排出される温室効果ガスが削減でき、さらに食料が不足している国々にまわすことで多くの人々を救うことができます。私たち一人ひとりが心掛け、社会全体で取り組まなければならない問題です。

### イ プラスチック資源循環

プラスチックはその利便性から社会に広く浸透しており、我々の生活には欠かせない存在です。しかし日本の1人当たりのワンウェイプラスチック容器包装廃棄量は世界で2番

目に多く※、利便性ゆえに大量に生産・使用されたプラスチックが大量に廃棄されている現状があります。これらを焼却する際には温室効果ガスが排出されるため地球温暖化の一因になるほか、プラスチック製のペットボトルや容器などが回収されずに河川などを通じて海を汚染する「海洋プラスチック問題」が世界的な問題になっています。

平成 28（2016）年 1 月に開催された世界経済フォーラム年次総会（通称ダボス会議）では、世界全体で少なくとも年間 800 万トンのプラスチックが海洋に流れ込み、2050 年には海洋プラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの試算が報告されました。プラスチックごみは海洋の生態系に甚大な影響を与えるとともに、船舶航行や観光・漁業にも影響を及ぼしており、世界全体で解決のために取り組まなければならない重要な環境問題です。近年では特にマイクロプラスチックと呼ばれるサイズが 5 mm 以下の微細なプラスチックが海洋生態系に与える影響が懸念されています。

こうした動向を受け、国は令和元（2019）年 5 月に、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、重点戦略として位置付けた「ワンウェイプラスチックの使用削減」の具体的な施策として、令和 2（2020）年 7 月からレジ袋有料化が始まりました。令和 3（2021）年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が成立し、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集・再資源化など、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における 3R+Renewable を促進するための措置を講じるとしています。

※「Single-use plastics: A roadmap for sustainability」（国連環境計画、2018 年）

## Column 2 もりさとかわうみ 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

海に流出するごみの約 8 割は陸（街）由来とされており、内陸県である栃木県でも自分の問題として考える必要があることから、令和元（2019）年 8 月、県と県内 25 市町が共同で「もりさとかわうみ 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を行いました。県と県内全市町による共同宣言は全国で初めてです。

プラごみゼロを達成するためには、行政、県民、小売店、飲食店、企業、農業者など様々な立場の人々がそれぞれ積極的に取り組むことが重要です。不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底などにオール栃木体制で取り組んでいきます。

本市においても、マイバッグ運動や 3R プラス 1 の推進、徹底したごみの分別と資源化を行い、プラスチックごみの発生抑制のための取り組みを進めます。



### (3) 足利市の現状と取り組み

本市の地球温暖化対策に係る取り組みについて、第2次足利市環境基本計画に基づき平成27(2015)年度に「足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編(あしかがストップ温暖化プラン)」を策定し、「省エネルギーの促進」「再生可能エネルギーの利用促進」「低炭素型地域づくりの促進」「循環型社会の形成」の4つの施策を柱に温暖化対策を推進してきました。平成28(2016)年度には「あしかがストップ温暖化プラン」をエネルギー使用の観点から補完するものとして、「省エネ促進」や「再生可能エネルギー利用の促進」、「省エネと地域活性化の両立」を図るための戦略を定めた「足利市エネルギー戦略」を策定し、取り組んできました。

また、「第3次足利市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市自らが事業者・消費者の立場として率先した温暖化対策の取り組みを行い、市の事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。

足利市の温室効果ガス排出量の状況は減少傾向にありますが(第4章第1節で詳述)、カーボンニュートラルに向けた動きが加速していることから、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの利用促進など地球温暖化対策のための取り組みをより一層重点的に行う必要があります。

本計画からは「あしかがストップ温暖化プラン」、「足利市エネルギー戦略」を統合し、一体的な推進を図ります。

#### ア 脱炭素社会形成を目指す取り組み

##### (ア) 省エネルギーの促進

地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」(P22 コラム③参照)の普及啓発のため、本市は同運動に賛同し、平成29(2017)年6月に「COOL CHOICE 宣言」を行いました。この宣言に基づき、市民向けの省エネ啓発(クールシェア・ウォームシェア)等のイベント・講座等の実施や啓発物品の作成のほか、市民、事業者、栃木県等と連携して様々な取り組みを行っています。このほか、節電・省エネ対策や地球温暖化対策に対する市民の取り組みの促進のため、省エネルギー機器の導入支援を行っています。



### (イ) 再生可能エネルギーの利用促進

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の実施に伴い、太陽光発電事業を行う事業者に対し、災害、電力需給の逼迫等による停電時に公共施設に電気を供給することを条件として、公共施設の屋根を有償で貸し出す「公共施設屋根貸出し事業」を実施しています。これにより、災害時等における公共施設機能の強化を図るとともに、平常時に太陽光発電事業の場を提供することで、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの発生の抑制を図っています。また、各家庭における再生可能エネルギーの普及促進を目的として、住宅への太陽光発電設備等の導入を支援しています。

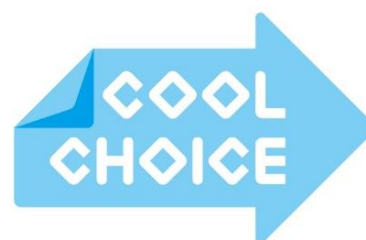
また、再生可能エネルギーの利用拡大と推進を目的として、足利市が事業者となって行う太陽光発電事業を実施しています。大規模停電時における非常用電源としての活用も見込まれ、地球温暖化防止と災害時の電力供給に貢献しています。



## Column3 COOL CHOICE とは

COOL CHOICE（クールチョイス）とは、パリ協定を踏まえて設定された温室効果ガス削減目標を達成するために、主に家庭・業務部門における温室効果ガスを大幅に削減し脱炭素社会の実現を目指す、地球温暖化防止のための国民運動です。

省エネをはじめ、環境負荷の少ない製品・サービス・行動の選択など、主に日常生活におけるあらゆる「賢い選択」を促すもので、脱炭素社会の実現のために私たち一人ひとりが心掛け取り組んでいく必要があります。



未来のために、いま選ぼう。



## イ 循環型社会の形成とごみを取り巻く現状

### (ア) ごみの発生抑制と減量化

本市のごみ排出量は、平成 20（2008）年度の家庭系燃やせるごみ「指定袋制」の導入により大幅に減少し、その後も減少傾向にあります。しかし、1人1日当たりのごみ総排出量は国及び県の平均値を上回る数値となっており、市民や事業者に対してごみの減量とリサイクルの推進に関する各種施策の実施や啓発を行うなど、さらなる減量の取り組みが重要です。

表5 ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の実績

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総排出量	59,366t	58,813t	58,652t	57,960t	57,194t
1人1日当たりの排出量	1,073g	1,070g	1,078g	1,073g	1,071g
家庭系ごみ	41,020t	40,469t	40,013t	39,725t	39,613t
割合	69.1%	68.8%	68.2%	68.5%	69.3%
1人1日当たりの排出量	742g	736g	736g	735g	742g
事業系ごみ	18,346t	18,344t	18,639t	18,235t	17,581t
割合	30.9%	31.2%	31.8%	31.5%	30.7%
1人1日当たりの排出量	332g	334g	343g	338g	329g
栃木県の1人1日当たりの排出量	917g	921g	918g	917g	
国の1人1日当たりの排出量	925g	920g	919g	918g	

※令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物は計上していません。

※国及び栃木県の数値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づいています。

### (イ) ごみの分別と資源化

総資源化量及びリサイクル率については、表6のとおり年々減少しており、特にリサイクル率は第2次足利市環境基本計画で掲げた目標値から離れる傾向にあります。近年ではスーパーなどにおける紙パックやトレイなどの資源の店頭回収が増加したことにより、本市が直接把握できるリサイクル率が低下していることも考えられるため、今後店頭回収量の調査を行うなど資源物の全体の流れを把握する必要があります。また国内では 2050 年カーボンニュートラル宣言、プラスチック資源循環促進法の成立などにより、プラごみの分別、リサイクルを徹底させる動きが加速しており、本市も重点的に取り組む必要があります。

表6 総資源化量及びリサイクル率

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総排出量	59,366t	58,813t	58,652t	57,960t	57,194t
総資源化量	8,024t	7,625t	7,544t	7,253t	6,848t
リサイクル率	13.5%	13.0%	12.9%	12.5%	12.0%
栃木県リサイクル率	16.1%	16.3%	15.9%	16.1%	—
国リサイクル率	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	—

#### (ウ) ごみの適正処理

ごみの処理について、現在は安定的かつ適切な処理を行っています。しかし、焼却施設は建築後、相当年数が経過しているため、市の廃棄物処理施設の在り方を総合的に検討し、省エネルギーやエネルギー回収にも配慮した新たな焼却施設等の準備を進めています。

不法投棄については、職員によるパトロールを実施していますが、なかなか減らない状況があり、対策を強化する必要があります。

## Column4 食品ロス削減のための取り組み ～もったい9（ナイン）運動～

毎月9のつく日を「もったい9（ナイン）デー」と位置づけ、家庭の冷蔵庫の食品在庫チェックや食べ切り、使い切りの実践を呼びかけています。また、宴会等では懇親のためすぐに席を移動してしまい、提供された料理を残してしまいがちなため、宴の最初、中程、最後にそれぞれ約9分間の「39（さんきゅー）タイム」を設け、感謝の気持ちを持って食事に専念することを提案しています。

その他、啓発ポスター等を作成し、市関係団体や市内事業所に対し食品ロス削減についての周知を依頼しています。



## 2 自然環境分野

### (1) 自然の適切な保全

本市は自然が豊かなまちで、市域の7割を超える面積が緑地です。森林、農地・里地里山、河川、身近な緑などの自然は、水源かん養、生態系と生物多様性の保全、自然環境の保全、良好な景観の保全と形成、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を持ち、生態系やわたしたちの豊かな暮らしの維持のために重要な役割を担うとともに、市民に憩いとやすらぎを与える貴重な財産です。そのため、市では地域や市民団体、事業者などと協力しあいながらこれらの自然の適切な整備や保全に努めています。

#### ア 森林

本市は関東平野の北方に連なる山岳地帯と平野部の接点に位置しており、森林面積は市域の4割以上を占めます。市域の多くを占める森林には上記の多面的な機能のほか、洪水・土砂崩れの防止及び緩和する機能、気温や湿度など気候を調節する機能など様々な公益的機能があります。こうした森林が持つ多様な機能を守り、適切に発揮させるため、重視すべき機能や地域特性に応じた適切な施策の実施、治山施設の整備等により、健全な森林資源の維持保全を図る必要があります。



#### イ 農地・里地里山

市内の農地・里地里山においては、農業や林業など自然と人間が共存する豊かな生活文化が育まれています。しかし、人口減少や農林業従事者の高齢化による担い手の減少や里地里山部での獣害による生産意欲の低下などから、耕作放棄地や管理されていない農林地等が増加しています。これにより、農林地の持つ水源のかん養機能や生物多様性の保全などの多面的機能が十分に発揮されない状況が懸念されます。一方、近年の環境意識の高まりにより、耕畜連携や有機栽培などの環境保全型農業の取り組みが推奨されています。



## ウ 河川

本市には渡良瀬川をはじめ多数の河川が流れており、水源としての機能を果たしているほか、渡良瀬川などの河川緑地は貴重なオープンスペースとなっています。河川流水の正常な機能を維持するため河川的环境美化を図っていますが、繁茂した樹木や堆積した土砂などが流下を阻害する要因となっていることに加え、中小河川の一部には良好な環境が保たれていない場所もあり、地域と一体となって美化活動に取り組む必要があります。



また、市の中央を東西に流れる渡良瀬川は本市の景観を構成する重要な要素でもあり、河川景観に配慮した沿岸整備、河川敷の活用など適切な整備が求められています。

### (2) 生物多様性の保全

#### ア 自然環境基礎調査結果の概要

本市には多くの種類の生き物が生息しています。本計画の策定にあたり、本市の自然環境及び生息する生き物の変化や現状を把握するため、自然環境基礎調査を行いました。

##### (ア) 調査内容

文献調査及び現地調査を行いました。調査内容の詳細は以下の通りです。

文献調査	国・県・市が発行している文献により調査 ・「第2次足利市環境基本計画策定自然環境基礎調査報告書」 ・「栃木県自然環境基礎調査 とちぎの植物Ⅰ・Ⅱ」 ・「レッドデータブックとちぎ2018 栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物」 <調査対象> 植物及び動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類）
現地調査	<調査対象> 植物 <調査期間> 令和2（2020）年4月～10月 <調査地点> 下記の4地点を、季節を変えて複数回調査 ※（）内は調査回数 ・仙人ヶ岳ハイキングコース（4回） ・足利県立自然公園ハイキングコース（5回） ・名草地区（4回） ・迫間湿地（6回）

## (イ) 調査結果 (概要)

## ①文献調査

文献調査の結果、植物は 149 科 1,128 種、うち重要種※としてアゼオギドリ、トネハナヤスリなど 57 科 124 種が確認されました。動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類）は 49 目 237 科 915 種、うち重要種としてハヤブサ、カワラハンミョウなどの 30 目 102 科 194 種が確認されました。各分類の確認種数と重要種（一部抜粋）は以下のとおりです。平成 21（2009）年～平成 22（2010）年に実施した前回調査に比べ、絶滅の危機に瀕している植物種（重要種）が増加しています。

※重要種・・・文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）、環境省が公表している「レッドリスト」、栃木県が発行している「レッドデータブックとちぎ」の対象種としました。

分類	種数	重要種（一部抜粋）
植物	149 科 1,128 種	<p>&lt;文化財保護法（天然記念物）&gt; マルバウツギ</p> <p>&lt;環境省レッドリスト&gt; 絶滅危惧ⅠB類 アゼオギドリ、ヒイラギソウ、アキノハハコグサ 絶滅危惧Ⅱ類 トネハナヤスリ、サンショウモ、デンジソウ、スブタ、サガミトリゲモ（ヒロハトリゲモ）、トリゲモ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ、ウチョウラン、ジョウロウスゲ、ヌマアゼスゲ、カンエンガヤツリ、ミズタカモジ、トキホコリ、タチスミレ、ミズマツバ、アオヒメタデ、ヤナギヌカボ、ヌカボタデ、コギシギシ、イトハコベ、キタミソウ、イヌノフグリ、ゴマノハグサ、キセワタ、オオヒキヨモギ、キキョウ、ヒメシロアサザ、イワヨモギ、フジバカマ、ホソバオグルマ</p>

分類		種数	重要種（一部抜粋）
動物	哺乳類	6目 12科15種	<環境省レッドリスト> 準絶滅危惧種 モグラ
	鳥類	18目 43科114種	<絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律> ハヤブサ <環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠA類 ハクガン 絶滅危惧ⅠB類 ブッポウソウ 絶滅危惧Ⅱ類 ミゾゴイ、ナベヅル、タカブシギ、コアジサシ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ
	両生類	2目 6科14種	<環境省レッドリスト> 絶滅危惧Ⅱ類 トウキョウサンショウウオ
	爬虫類	2目 7科12種	<レッドデータブックとちぎ> 絶滅危惧Ⅱ類 ヒガシニホントカゲ
	昆虫類	17目 162科743種	<環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠB類 カワラハンミョウ、フタモンマルクビゴミムシ、コハンミョウモドキ、セスジガムシ、ヨツボシカミキリ、シルビアシジミ 絶滅危惧Ⅱ類 ナゴヤサナエ、ハウチワウンカ、ホソハンミョウ、アカガネオサムシ、チョウセンゴモクムシ、コオナガミズスマシ、オオクワガタ、オオチャバネヨトウ、ギンモンアカヨトウ、ニッポンハナガタバチ、キアシハナガタバチモドキ
	魚類	4目 7科17種	<環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠB類 ホトケドジョウ 絶滅危惧Ⅱ類 ミナミメダカ

## ②現地調査

現地調査では 44 種の重要種が確認されました。前回調査時に確認できたが今回調査で確認できなかった重要種が複数あり、貴重な植物が見られなくなっている可能性があります。

調査対象地	重要種数	重要種の内容（一部抜粋）
仙人ヶ岳 ハイキングコース	15 種	マルバウツギ、キンラン、トキホコリ など
足利県立自然公園 ハイキングコース	15 種	マルバウツギ、ウチョウラン、オオヒキヨモギ、 エビネ など
名草地区	12 種	トキホコリ、エビネ、アケボノシュスラン、 オオヤマカタバミ など
迫間湿地	18 種	ヌマアゼスゲ、ミズタカモジ、コギシギシ など

## イ 市民環境レポーターによる生き物調査

平成5（1993）年度に開始した、市内で見られる生き物を調査する環境レポーター事業では、市民レポーターから毎年 300 種以上の生き物の発見報告が寄せられており、中には貴重な発見報告もあります。しかし宅地開発や気候の変化により年々生き物の数が減少していることが感想として寄せられるほか、外来種の増加が報告されています。今ある自然を守るとともにこれらの生き物の様子を注視し、生物多様性を保全していく必要があります。



◀魚を捕らえて飛ぶミサゴ  
(岩井町にて撮影)



ミヤマカラスアゲハ▶  
(松田町にて撮影)

## ウ 特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大

クビアカツヤカミキリは、中国や朝鮮半島、ベトナムなどが原産のカミキリムシで、日本においてはサクラ、モモなどバラ科の樹木を加害することから平成 30（2018）年 1 月に特定外来生物に指定されています。繁殖力が大変強い虫で、現在の日本国内においては天敵となる生き物がいないことから被害の拡大が早く、日本の生態系や在来種、農作物への影響が懸念されています。



▲クビアカツヤカミキリ成虫

幼虫は樹木の内部を食い荒らし、フラスと呼ばれる木くずと糞が混ざったものを排出します。放置すると被害木が枯死するおそれがあり、樹木を守るため、また倒木等による人家等への被害を防ぐため、当該虫の駆除・防除など早急な対応が求められています。



▲幼虫が排出するフラス

本市においては平成 28（2016）年 7 月に初めて成虫が確認されて以降被害が拡大し、累計で約 1,000 本にも及ぶ被害が確認されています。令和元（2019）年度には被害状況の把握と撲滅を図るため、市民参加の「クビアカみつけ隊」を組織し、当該虫の啓発を進めるとともに成虫・フラスの発見に協力していただいています。

クビアカツヤカミキリの被害は増加の一途をたどっており、今後も県や市民と連携しながら地道な防除を進める必要があります。



◀旧袋川沿いの桜並木。被害木には成虫の拡散・産卵防止のための青いネットが巻かれている。

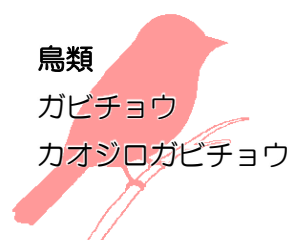


## Column5 特定外来生物とは

特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある種のなかから指定され、許可なく飼育・栽培すること、保管・運搬すること、野外へ放つことなどが禁止されています。

特定外来生物による被害が既に生じている、または生じるおそれがある場合が必要であると判断された場合は、防除を行います。

### 【特定外来生物の主な例】



また、外来生物法で指定される特定外来生物とは別に、「生態系被害防止外来種リスト」があります。これは「侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種のリスト」で、特に注意が必要な外来種を明確に示したものです。特定外来生物以外は外来生物法による規制の対象にはなりません。生態系等への影響・被害を及ぼすおそれがあることから「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則を守り、適切に行動することが重要です。

（出典・参考 環境省）

### 3 生活環境分野

#### (1) 公害の対策

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）を中心とした公害に対して、法律・条例などに基づき県等と連携しながら対策を行っています。

##### ア 大気環境

大気汚染防止対策を進めるにあたり、目標となる「大気汚染に係る環境基準」が定められており、栃木県では大気汚染の状況を把握するため、県内各地に測定局を設置し大気汚染の様子を監視しています。本市には足利市役所に一般環境大気測定局として県の中央監視局と直結する測定局があり、光化学スモッグ注意報の発令などに活用されています。令和2（2020）年度は光化学スモッグ注意報が3回発令されました。工場や事業場については、立ち入り調査権のある県が主体となって随時調査を実施しています。

##### イ 公共用水域の水質汚濁対策

本市の公共用水域は、市内を東西に流れる渡良瀬川を代表とし、これに流入する中小河川で構成されています。公共用水域の状況を把握するため、県と市が水質調査を実施しており、おおむね環境基準を達成しています。工場や事業場については、立ち入り調査権のある県が主体となって随時調査を実施しています。

公共用水域に油や有害物質が流出して異常事態が発生したとき、原因を調査し、下流域への影響を最小限度に抑えるため、「足利市異常水質事故緊急対策要綱」を定めて関係各課の協力のもと対応しています。令和2（2020）年度の発生件数は35件でした。

## Column6 松田川下流の水質改善

環境省が令和2（2020）年度に公表した全国の河川等の水質測定結果において、本市の松田川下流が「水質改善の上位水域」で1位となりました。これは、全国で最も汚濁負荷の削減が実現した河川であるということです。

松田川下流の環境基準点では環境基準(BOD)を満たさない状態が続き、平成20(2008)年度には全国でBODが高い水域ワースト5位となってしまいました。これを受け県が原因を調査した結果、環境負荷の高い事業場排水や生活排水の流入、用水への取水による河川水量の減少等が主な要因であると分かりました。翌年の平成21（2009）年から事業場排水対策、下水道接続率向上のための広報活動、廃食用油の回収など市民も一体となって様々な対策を行った結果、平成26（2014）年度には環境基準を満たすまで水質が改善され、それ以降環境基準を満たし続けています。現在まで続く郷土の水環境を守る懸命な取り組みによって、松田川は水質改善を果たしたのです。

## ウ 騒音・振動

騒音・振動は感覚公害と言われ、人が許容できないと感じたときに主に苦情提起という形で発生するものです。

工場、事業場の特定の施設や建設作業等については、騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例で規制対象が定められており、法律や条例に基づいた指導を行っています。

一般環境の騒音及び道路に面する環境の騒音・振動については、市内数地点で調査し、実態の把握及び監視を行っています。国道・県道などの主要道路沿線においては、67の区間で騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視調査を実施しており、環境基準達成の把握に努めています。この区間における令和2（2020）年度の環境基準達成率は、全体で98.6%でした。

## エ 悪臭

悪臭については、感知の程度に個人差があることから、騒音・振動と同様に感覚的・心理的公害と言われ、人に不快感・嫌悪感の心理的影響を与えるほかに、吐き気、頭痛、食欲不振、不眠など健康にも影響を与えられています。

臭気については幅広い対応が必要で、従来の濃度規制では対応できない複合臭や未規制物質に対応するため、平成24（2012）年3月から用途地域により地域を指定して、ヒトの嗅覚を用いた測定法（臭気指数）による臭気規制に変更しました。

工場・事業場については、悪臭防止法や栃木県生活環境の保全等に関する条例で規制しています。

## オ 土壌汚染

土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づく有害物質を使用する工場・事業場などに対して、県が適切な対策を施すよう指導・監視を行っており、市も調査協力等を行っています。

新たな埋立てに対しては、足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき、埋立ての許可を行い、汚染された土砂などの搬入を防止するとともに、埋立て等の高さや法面の勾配についても規制しています。

## カ 地盤沈下

地盤沈下については県により昭和51（1976）年から測量が続けられており、市内の一部で地盤沈下が認められています。その原因のひとつに、地下水の過剰採取があります。地下水を大量に採取することにより地下水位が低下し、粘土層が収縮して地盤沈下が発生するため、平成25（2013）年7月から栃木県生活環境の保全等に関する条例により地下水の揚水施設の設置届や採取量等の報告が義務付けられました。現在のところ深刻な被害には至っていませんが、引き続き監視が必要です。

## (2) 公害苦情の概況と公害対策事前協議

近年の環境意識の高まり、生活様式の多様化とともに多種多様な公害苦情・相談が発生しており、公害の防止及び市民の良好な生活環境の確保のために慎重かつ適切に対処していく必要があります。本市では、寄せられた苦情をもとに発生源を調査・指導し、苦情の適切な処理・解決に努めています。令和2（2020）年度については、騒音が19件と最も多く、次いで悪臭が9件、大気汚染が5件、その他1件、合計34件となっており、例年概ね騒音・大気・悪臭についての苦情が多く寄せられる傾向があります。

また、工場などの新築等による公害発生の未然防止と、公害関係法令に基づく届け出の徹底を図るため、「足利市の公害対策事前協議指導要領」を定め、建築確認申請時に建築主や設計士らと協議をしています。

## (3) 水環境の保全

### ア 生活排水等の適切な処理

川などの公共用水域の汚濁の原因となるものは、かつては工場、事業場からの排水が大きな要因でしたが、法律による規制強化や排水処理対策が進んだ現在においては家庭からの排水が主な要因となっています。本市では、公共用水域の汚濁防止と生活環境の改善を図るため、計画的に公共下水道の整備を進めており、令和2（2020）年度末の整備状況は全体計画区域面積3,110haのうち2,865haで、整備率は92.1%、処理人口普及率は77.9%となっています。また、下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置を促進しています。

公共用水域の汚濁防止のためには、排水処理施設の整備に加え各家庭からなるべく汚れた水（生活雑排水）を流さない取り組みも重要であり、引き続き市民に対し啓発を行う必要があります。

### イ 地下水

本市では、水道水をはじめとして工業用水、農業用水、また自家水（井戸水）として地下水を広く利用しています。このように幅広く利用されている地下水の汚染の状況を把握するため、県と市が地下水調査を実施しています。また、汚染が確認された地域の一部では県によるモニタリング調査が継続されています。

## 4 快適環境分野

### (1) 都市景観

良好な道路、河川、公園、公共施設などの都市基盤施設は快適な暮らしのために重要な要素であり、こうした都市基盤施設からなる清々しい景観は私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えます。また本市には市北部に広がる山麓の風景、田園風景、渡良瀬川をはじめとする河川風景、公園や緑地のある市街地の風景など様々な自然と調和した景観や、歴史的建造物・文化財などと調和した趣のある景観など、先人たちが長い年月をかけて育んできた魅力的な景観があり、このような地域の個性を活かした景観は市民の誇りや郷土への愛着につながります。

市では足利市景観条例、足利市景観計画、足利市都市計画マスタープラン等に基づき、良好な都市基盤施設や景観を保全・創出するとともに、地域ごとのまちの成り立ちや特性を活かしながら足利らしい景観の形成を進めています。また、市民や地域、事業者等と連携してクリーン活動、緑化活動等を行い、清潔でさわやかな景観の維持に努めています。

今後も様々な主体と適切に連携を図りながら、良好な都市景観の保全と創出を行う必要があります。

### (2) 公園・緑地、身近なみどり

都市公園をはじめとする施設緑地は快適で心豊かな都市生活を営むうえで欠くことのできない存在であり、緑が減少しつつある市街地の緑地空間として重要な位置にあります。本市における都市公園は、土地区画整理事業等の基盤整備にあわせて整備されており、昭和60（1985）年度以降、全国平均を上回る整備水準が確保されています。

公園・緑地の役割は多くの自然に共通する役割に加え、ヒートアイランド現象の緩和、斜面崩壊の防止、地域コミュニティの醸成など多岐に渡ります。さらには、災害時の避難場所としてのオープンスペース、火災時の延焼防止など防災の観点からも重要な存在です。こうしたことから、誰もが快適に利用できる公園・緑地の整備と活用が求められています。

また、まちなかの街路樹や花壇などの身近なみどりも、心安らぐ生活とうるおいのある緑地空間を形成しています。引き続き、街路樹の適切な維持管理を行い、地域等と連携した都市内の緑化を推進しながら、花や緑あふれるまちづくりに取り組む必要があります。



### (3) 歴史・文化財

本市の歴史・文化は、各時代における自然環境や地理的環境と人々の関わりの中で形成され、他地域との交流や社会情勢によって変容し、あるいは淘汰されてきました。市内に数多く残されている文化財は、足利の豊かさの証拠であるだけでなく、これらが点在することによってまちの風景に調和をもたらしています。

市内各地に分布する社寺等や歴史的建造物などが作り出す歴史的景観は本市を特徴づける重要な要素であり、これらの資源を保護、継承するとともに積極的に活用し、歴史と文化を広く市民に伝える魅力的な景観づくりをすることが重要です。特に、史跡足利学校、鏝阿寺及びその周辺地区は、本市を代表する景観として景観重点地区に指定し、地区独自の景観形成の目標を定める他、景観形成の方針、行為の制限を設け、地区の特性に配慮したよりきめ細やかな景観誘導を図っています。



しかし、少子高齢化や地域コミュニティの担い手不足などを背景に、文化財の滅失や散逸が進んでおり、これを防止することが緊急の課題となっています。また、文化財を維持・管理し続けることに対し不安を抱く文化財所有者も増えてきており、指導や相談に応じたり、ともに解決策を見出したりといった役割を担う人材を育成する必要があります。より広範囲の人々が文化財に対して関心を持ち、「地域の宝」として主体的に保護・継承に関わる場面を増やしていくことが、歴史的・文化的環境に配慮した「足利らしい」まちづくりに求められています。

## 5 環境教育分野

### (1) 環境保全意識啓発活動の実施

#### ア イベント・講座等の開催

本市では、身近な自然とのふれあいや生活に役立つエコについての学びを通して環境保全に対する意識を高めるため、生き物などの観察をする「環境観察会」や、公民館などにおいて環境や自然に関する講座・体験等を実施し、幅広い世代の方にご参加いただいています。平成24(2012)年度からは、これからの社会を担う子どもたちが幼いころから環境保全について親しみ、行動を習慣化することができるよう、幼稚園・保育所等において3Rに関する出前講座を実施しています。



また、学習を通して環境保全や環境問題に対する意識啓発を図るため、市内の小中学生からポスター及び標語を募集しています。優秀作品は市内の商業施設等で展示するほか、啓発活動に活用しています。



近年大きく変化している環境を取り巻く情勢を正確に伝えることができるよう、講座等の内容を見直し、効果的な啓発を行う必要があります。またこれらの事業や環境に関する情報発信を通して、環境保全について自主的に考え、行動することができる人・地域を育て、市民、地域、事業者、行政などが一体となって取り組んでいくことが重要です。

#### イ 学校における環境教育

市内の小中学校では、児童生徒が環境保全の重要性を認識するきっかけとするため、地域・校内の自然観察や、アルミ缶や牛乳パック、エコキャップの回収等のリサイクル活動、クリーン活動、節電・節水等の省エネ活動、地球温暖化対策に関する学習等を行っています。

### (2) 市民・地域・事業所等における活動

市内では多くの市民や市民団体、地域、事業所等が緑化活動や環境美化活動など環境保全に関する取り組みを行っており、市も協働で環境美化活動や啓発を行っているほか、市民等の活動に対する支援を行っています。また、地域の環境保全活動や身近な環境問題について自主的かつ積極的に取り組んでいる個人や団体に対し、市から感謝状を贈呈しています。

### 第3節 アンケート結果分析

本計画の策定にあたり、市民及び事業者の環境に関する意識・意向、行政への要望などを伺うため、市民・事業者・中学生に対しアンケート調査を実施しました。

#### 【調査の概要】

区分	市民	事業者	中学生
選出方法	18歳以上の市民を「住民基本台帳」から無作為抽出	市内で事業活動を行う事業者を無作為抽出	市内の中学校5校（北部・南部・東部・西部・中央部各1校）に回答を依頼
調査人（社）数	1,000人	200社	250人
調査方法	郵送によるアンケート調査		学校を通じて調査
調査期間	令和2（2020）年9月1日～9月30日		
有効回答数	421件（42.1%）	90件（45%）	235件（94%）

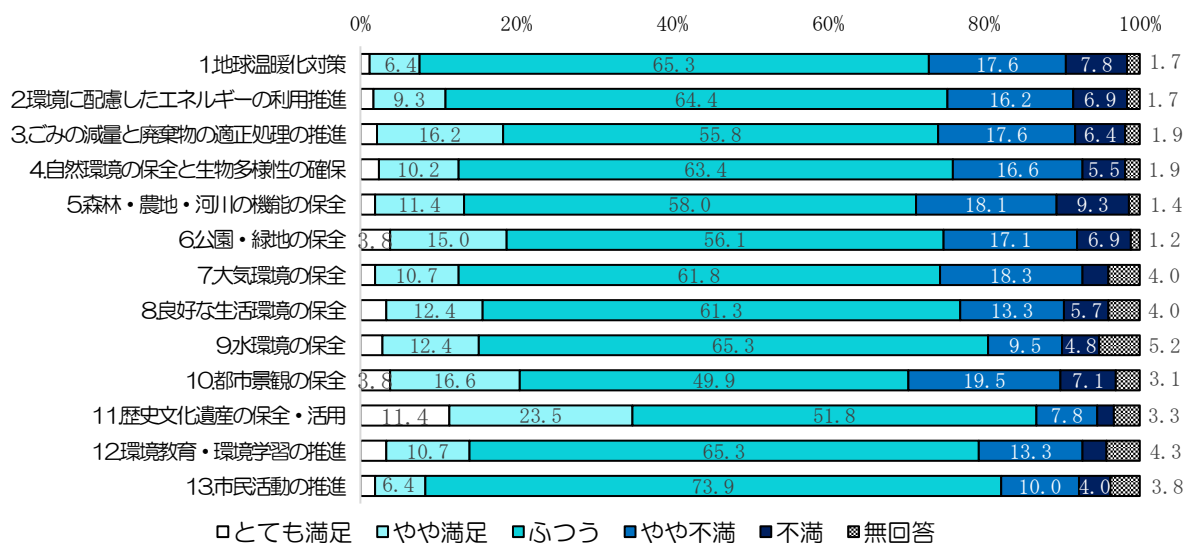
## 1 市民

### （1）足利市の環境（市の環境政策・住まいの周辺環境）についての満足度と重要度

#### ア 満足度

最も満足度が高い（とても満足＋やや満足の割合が大きい）のは「11.歴史文化遺産の保全・活用」（34.9%）、次いで「10.都市景観の保全」（20.4%）となりました。足利市は数多くの文化財にめぐまれたまちであり、これらの適切な管理やこれらを活用した文化・観光施策が評価されているものと考えられます。

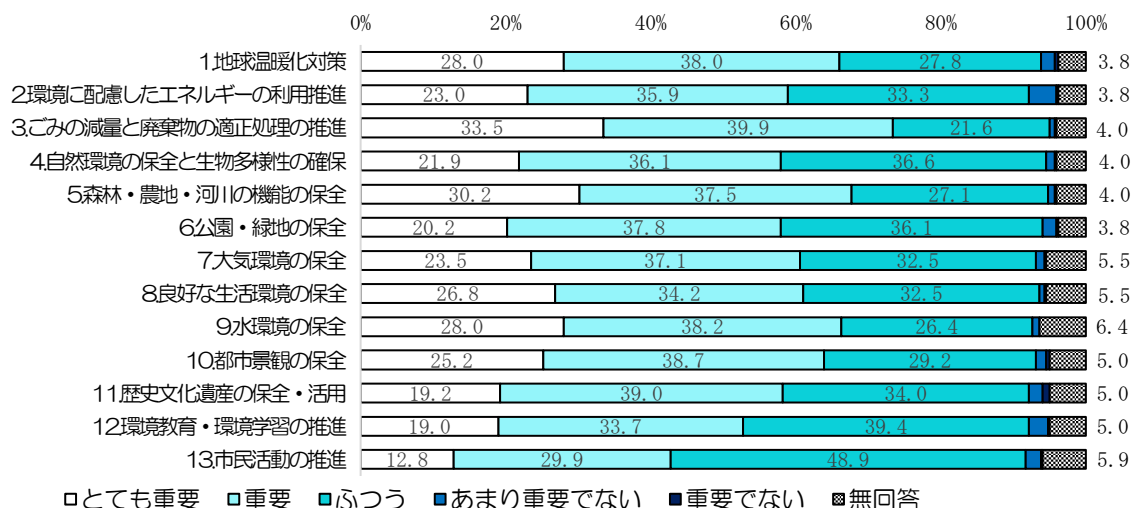
一方満足度が最も低い（不満＋やや不満の割合が最も多い）のは「5.森林・農地・河川の機能の保全」（27.4%）で、令和元年東日本台風による河川の氾濫、土砂崩れ等の影響がある可能性があります。



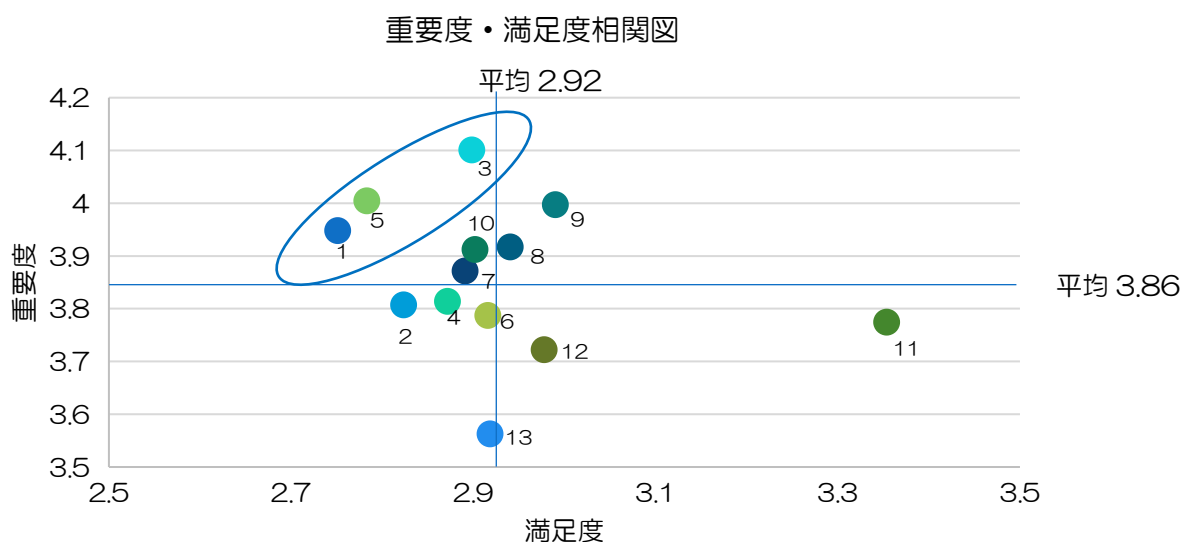


### イ 重要度

最も重要度が高い（とても重要＋重要の割合が大きい）のは「3.ごみの減量と廃棄物の適正処理の推進」（73.4%）、次いで「5.森林・農地・河川の機能の保全」（67.7%）となりました。3に関しては生活に最も身近な環境問題であること、5に関しては近年多発する自然災害などの影響があるのではないかと考えられます。

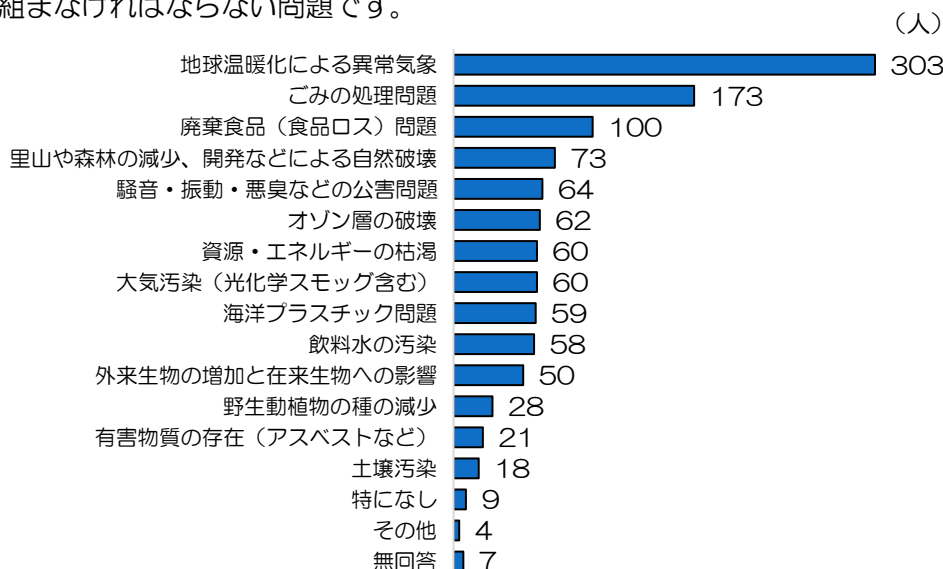


満足度・重要度の相関図から考察すると、重要度が平均以上で、満足度が平均以下（グラフ左上部分）、つまり重要な政策と捉えられているが取り組みが不十分と評価された項目のうち、特に重要度の高い「ごみの減量と廃棄物の適正処理の推進」、「森林・農地・河川の機能の保全」、「地球温暖化対策」は今後重点的に取り組むべき項目と考えられます。



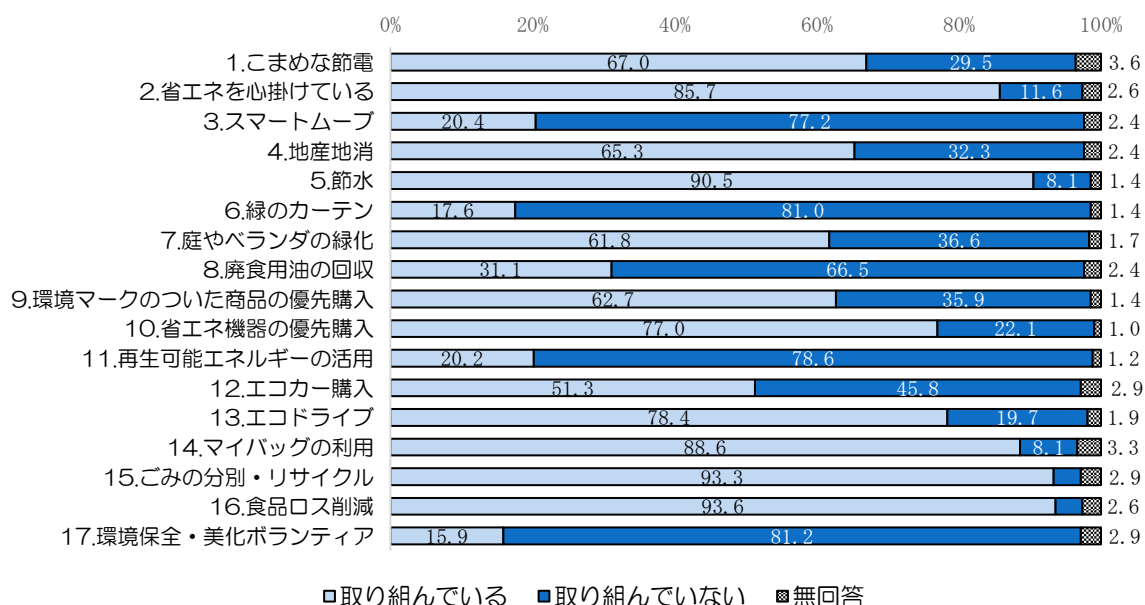
## (2) 関心を持っている環境問題 ※3つまで選択可

上位の項目はいずれも生活に密着するとともに身近な環境問題であり、いずれも重点的に取り組まなければならない問題です。



## (3) 日常生活における環境を守るための取り組み

「取り組んでいる」と答えた人の割合が多い取り組みが過半数を越え、省エネ・ごみの排出抑制など生活にエコな取り組みが定着している様子が伺えます。一方でまだ認知度の低い取り組みや生活スタイル上なかなか取り組めないものもあり、地道な普及啓発活動や情報発信が必要であることがわかります。



#### (4) 市が主催する環境に関するイベント等への参加状況

市主催のイベント・講座に参加したことがない人が92%と圧倒的に多くなりました。その理由について、「時間がない」、「開催していることを知らなかった」の2項目が多い結果となり、情報発信の仕方や実施形態の工夫が必要と考えられます。

#### (5) 今後市が重点的に進めるべき施策 ※各分野2つまで選択可、上位2項目を記載

##### ア 地球環境分野

- ・住宅などへの省エネ・再エネ機器導入に対する支援（143人）
- ・廃棄物処理施設の適正な維持管理（106人）

##### イ 自然環境分野

- ・公園の整備・緑地化の推進、都市内緑地の保全・創出（210人）
- ・森林や里地里山の保全（166人）

※第2次足利市環境基本計画における分野の分類に基づいたアンケートを実施しているため、「公園・緑地」等が自然環境分野に含まれます。

##### ウ 生活環境分野

- ・大気汚染・悪臭対策の強化（193人）
- ・水質汚染防止対策の強化（150人）

##### エ 快適環境分野

- ・自然・生活環境と調和のとれた都市基盤施設の整備（238人）
- ・ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策（206人）

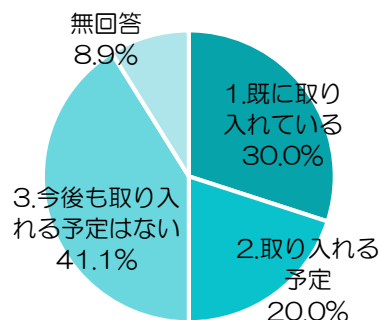
##### オ 環境教育分野

- ・学校教育における環境教育の充実（212人）
- ・地域・市民等の環境保全活動などに対する支援（129人）

## 2 事業所

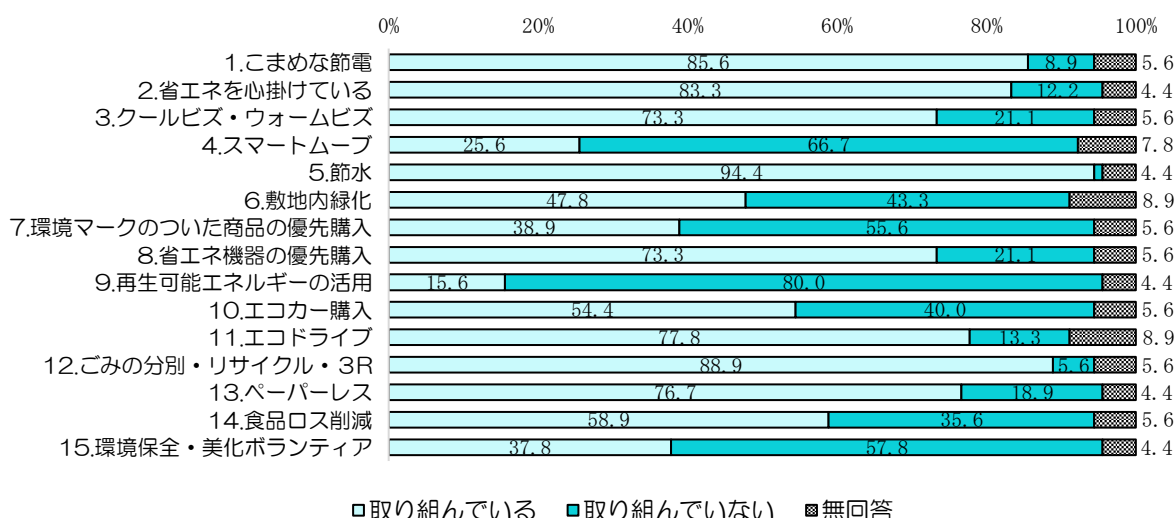
### (1) 環境配慮を重視した方針や目標、 マネジメントシステム等の導入状況について

半数の事業所では環境配慮への取り組みに前向きな姿勢が同え、今後の取り組みが期待されます。



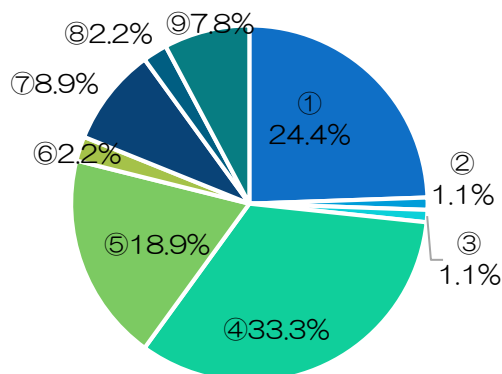
### (2) 環境保全への取組状況

過半数が「取り組んでいる」と答えた項目が多く、エコな取り組みへの意識が浸透していることが同えます。しかし、経済効率を重視しなければならない項目では取り組みが進んでいない状況もあり、今後の啓発等が課題です。



### (3) 環境保全活動への取り組みに対する捉え方

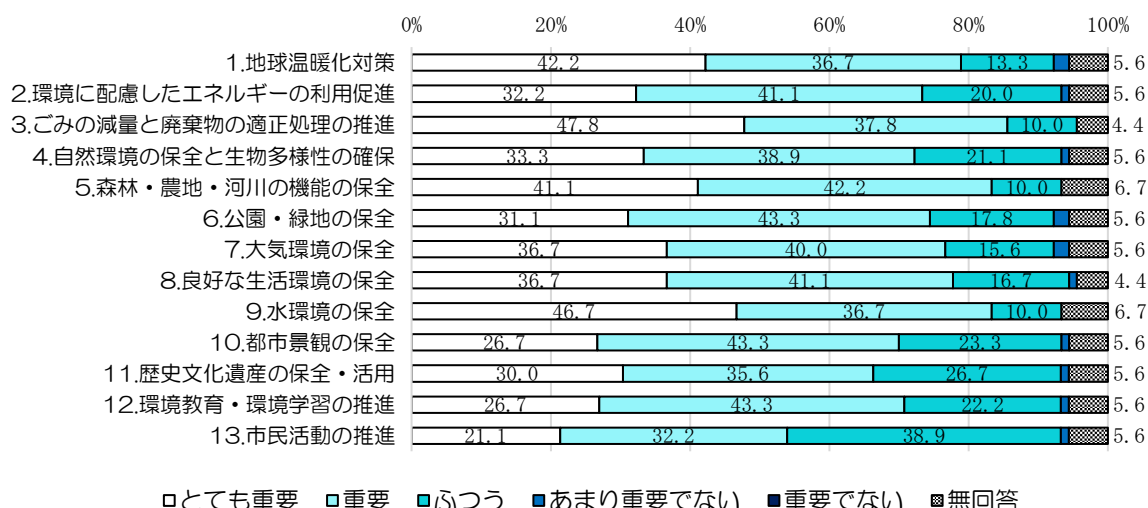
「4. 企業の社会的貢献活動として必要であり、積極的に取り組むべき」(33.3%) が最も多く、半数以上の事業者が環境保全に対する意識が高いことが同えます。一方で、消極的な回答も3割近くあります。



- ① 自社の経済的発展と環境保全の好循環につながる
- ② ビジネスチャンスにつながる
- ③ 他社との取引において重要な条件になっているため取り組むべき
- ④ 企業の社会的貢献活動として必要であり、積極的に取り組むべき
- ⑤ 企業の社会的貢献活用として必要だが、必要最低限の取組でよい
- ⑥ 環境保全への取り組みが負担になっている
- ⑦ メリットがあるかどうかわからない
- ⑧ その他
- ⑨ 無回答

#### (4) 市の環境に関する取り組みの重要度

全ての項目において5割以上の事業所が「とても重要」または「重要」としています。最も重要度が高かったのは、「3.ごみの減量と廃棄物の適正処理の推進」(とても重要+重要85.6%)、次いで「9.水環境の保全」(83.4%)です。



#### (5) 今後市が重点的に進めるべき施策 ※各分野2つまで選択可、上位2項目まで記載

##### ア 地球環境分野

- 再生可能エネルギー・省エネ機器等導入支援 (31社)
- 廃棄物処理施設の適正な維持管理 (26社)

##### イ 自然環境分野

- 森林や里地里山の保全 (41社)
- 有害野生鳥獣の対策強化 (33社)

##### ウ 生活環境分野

- 大気汚染・悪臭対策の強化 (44社)
- 水質汚濁防止対策の強化 (41社)

##### エ 快適環境分野

- 自然環境、生活環境と調和のとれた都市基盤施設の整備 (46社)
- ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策 (46社)

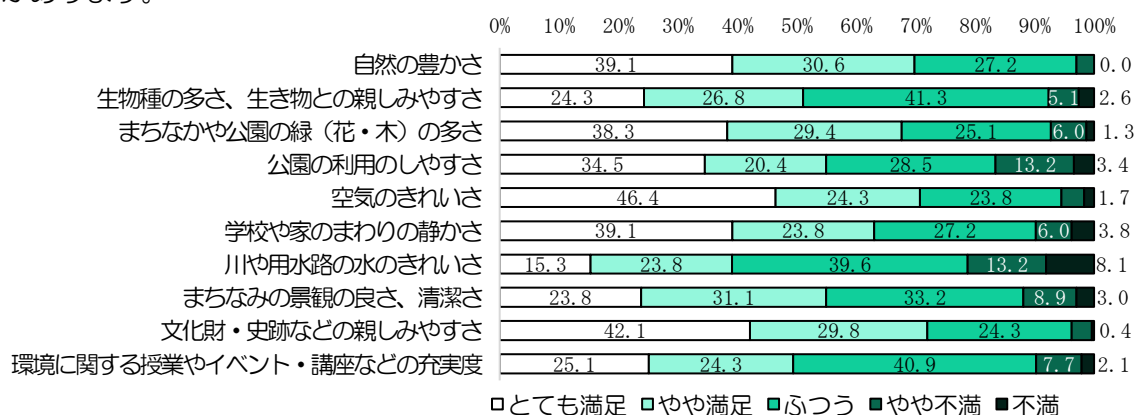
##### オ 環境教育分野

- 学校教育における環境教育の充実 (57社)
- 地域・市民団体・事業者などの環境保全活動などに対する支援 (26社)

### 3 中学生

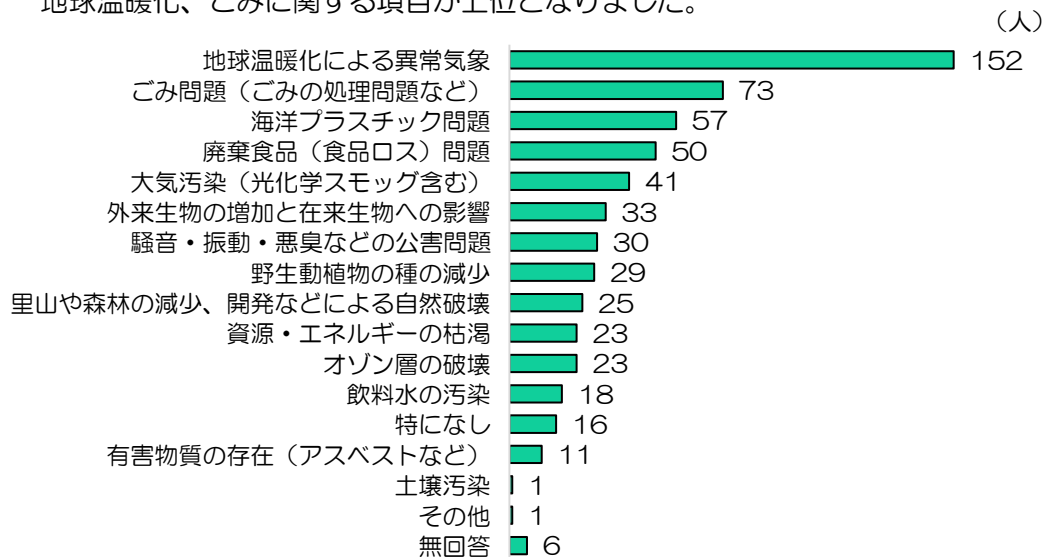
#### (1) 住まいの周辺環境についての満足度

満足度が高い項目は「文化財・史跡などの親しみやすさ」（とても満足 42.1%・やや満足 29.8%）、「空気のきれいさ」（46.4%・24.3%）、「自然の豊かさ」（39.1%・30.6%）で、豊かな自然、足利学校を残したいとの意見が多数あります。満足度が低い項目は、「川や用水路の水のきれいさ」（やや不満 13.2%・不満 8.1%）、「公園の利用のしやすさ」（13.2%・3.4%）、「まちなみの景観の良さ、清潔さ」（8.9%・3.0%）で、ポイ捨てが多いとの意見があります。



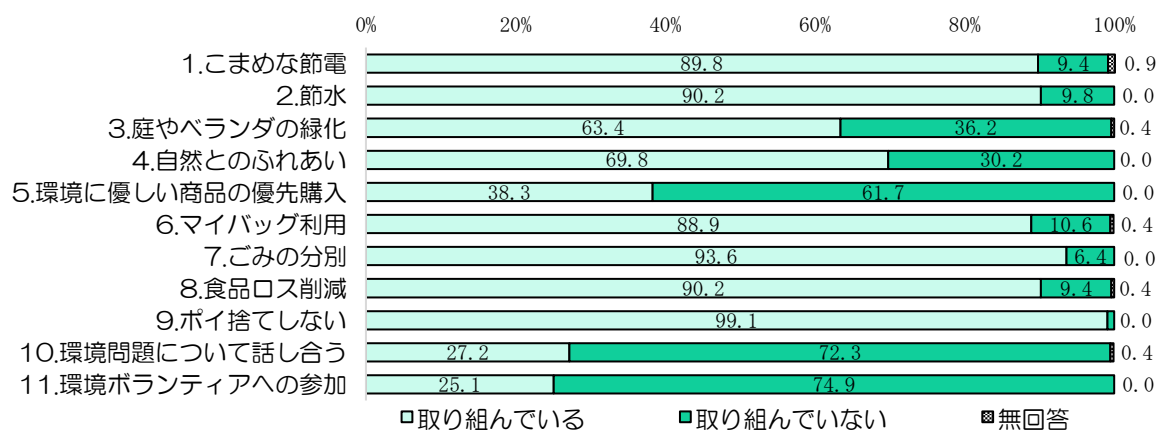
#### (2) 関心を持っている環境問題 ※3つまで回答可

地球温暖化、ごみに関する項目が上位となりました。



### (3) 日常生活における環境を守るための行動

結果から、ポイ捨て防止や分別の意識が根付いていることが伺えます。「取り組んでいない」が多かった項目については、市民と協働による環境活動等を計画的に取り組んでいく必要があります。



### (4) 重点的に進めるべき政策 ※3つまで選択可、上位3項目まで記載

- ・地球温暖化防止、省エネ啓発（108人）
- ・ごみ減量（分別、3R、食品ロス削減）（100人）
- ・ポイ捨て防止（景観保護）（91人）

## 第4節 課題の抽出

足利市の現状およびアンケート結果を分析するとともに、国や県の施策をふまえ、分野ごとに取り組みの方向性の基礎となる課題の要点を整理しました。つづく第3章では、これらの課題を踏まえ、各分野の基本目標を定めます。

### 地球環境分野

「2050年カーボンニュートラル」が地球温暖化対策推進法の基本理念として規定されたことから、より一層地球温暖化対策に取り組み、脱炭素社会・循環型社会の実現を目指すことが重要な課題である。

本市の1人1日当たりの燃やせるごみ排出量は国及び県の平均値を上回っており、更なる減量化の取り組みが求められるとともに、分別とリサイクルに重点的に取り組む必要がある。

地球温暖化対策、ごみの減量に関する対策は、アンケート結果からも重要な課題と認識されていることがわかる。

### 自然環境分野

本市の豊かな自然が持つ多面的な機能の効果が十分に発揮されるよう、適切に保全し、活用することが必要である。自然の適切な保全はアンケート結果からも重要な課題と認識されていることがわかる。

本市には多くの生き物が生息しているが、近年では生き物の数や貴重種の減少、また外来種の増加による生態系や在来種への影響が懸念され、生物多様性を守る取り組みが求められる。特に、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの被害が急増しており、引き続き県や市民と連携した防除の取り組みが重要である。



### 生活環境分野

近年の環境意識の高まり、生活様式の多様化とともに多種多様な公害苦情・相談が発生しており、慎重かつ適切に対処していく必要がある。

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置促進など生活排水等を適切に処理するための取り組みを進めるとともに、市民等に対し汚れた水を流さないための啓発を行い、水環境を健全に保つ必要がある。

### 快適環境分野

良好な都市基盤や自然、歴史・文化的資源を整備・活用し、市民や地域と連携しながらこれらの要素が調和する足利らしい都市景観の保全と創出を行う必要がある。

快適で心安らく生活に欠かせない公園・緑地や身近なみどりを、様々な主体と連携しながら適切に整備していく必要がある。

少子高齢化や地域コミュニティの担い手不足などを背景とした文化財の滅失や散逸を防止することが課題である。アンケートにおいて歴史文化遺産に関する項目に「満足」と回答した市民等の割合が多く、こうした層を中心に主体的に文化財の保護・継承に関わる場を増やしていくことが求められる。

### 環境教育分野

アンケートにおいて、市が開催する環境に関するイベント・講座に「参加したことがない」人が約9割おり、周知の方法や開催方法を工夫する必要がある。またタイムリーな情報を伝えられるよう、講座の内容をブラッシュアップし効果的な啓発を行うことが課題である。

アンケートの「重点的に進めるべき政策」において、学校教育の場での環境教育の充実が上位となっており、将来を担う世代に対する環境教育の機会の充実が重要である。

# Ashikaga City Environmental Master Plan

---

## 第3章 計画の目標

# Chapter 3

## 第3章 計画の目標

## Chapter 3

### 第1節 環境像と目標

#### 1 目指す姿（環境像）

本計画が目指す本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものが環境像です。第8次足利市総合計画が目指す将来都市像「誇り高く <sup>ひと</sup>を育み 挑戦し続けるまち足利」と、環境の保全に関する基本理念を踏まえ、本計画で目指す環境像を次のように定めます。

## 豊かな自然と人と歴史が調和する 環境にやさしいまち足利

#### 2 基本目標

環境像を実現するためには、様々な面から環境課題に取り組む必要があります。第2章で述べた環境を取り巻く状況や課題を踏まえ、各分野の基本目標を次のように定めます。

#### 目標 1

##### 地球環境分野 脱炭素社会と循環型社会の実現を目指します

地球温暖化を防止するため、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用・普及促進に取り組み脱炭素社会の実現を目指すとともに、3Rを推進し持続可能な循環型社会の形成を促進します。

#### 目標 2

##### 自然環境分野 豊かな自然を未来に守り継ぎます

森林、農地、里地里山、河川など多様な自然環境の適切な保全に努めるとともに、生物多様性を未来に守り継ぐための取り組みを行います。

#### 目標 3

##### 生活環境分野 健康で安心して暮らせる環境を守ります

市民の皆さんの健康で安心して暮らせる生活を確保・維持するため、公害発生の未然防止のための取り組みを行うとともに、生活排水等を適切に処理し、水環境の保全に努めます。

目標4

快適環境分野  
自然と歴史が調和した快適な環境を整備します

良好な都市基盤施設や自然・歴史的資源などを保全・活用し、足利らしい景観を形成するとともに、快適に暮らせる環境を整備します。

目標5

環境教育分野  
多様な主体とともに環境保全に取り組みます

環境を守るために市民、事業者などの各主体が自発的に考え行動できるよう、環境教育の機会や内容を充実させて人材を育成するとともに、各主体と連携して環境保全に取り組みます。

第2節 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

持続可能な開発目標(SDGs、Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標で、17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成されています。SDGsは先進国と発展途上国がともに取り組む普遍的なものであり、また各国政府だけではなく企業や地方自治体、地球上に生きるすべての人に行動が求められています。

本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）と施策との関連性を明らかにし、取り組みを進めていきます。




図8 持続可能な開発目標アイコン（出典：国際連合広報センター）

### 第3節 施策の体系

各分野の基本目標に基づき、以下の施策に取り組みます。また、市民アンケートで「重要度が  
べき分野を重点施策として位置付け、☆印で示します。

環境像	基本目標	施策
豊かな自然と人と歴史が調和する 環境にやさしいまち足利	脱炭素社会と 循環型社会の 実現を目指します (区域施策編) <b>1</b>	1-1 脱炭素社会の実現 ☆
		1-2 循環型社会の実現 ☆
	豊かな自然を 未来に守り継ぎます <b>2</b>	2-1 自然の適切な保全 ☆
		2-2 生物多様性の保全 ☆
	健康で安心して 暮らせる 環境を守ります <b>3</b>	3-1 公害の防止
		3-2 水環境の保全
	自然と歴史が調和した 快適な環境を 整備します <b>4</b>	4-1 快適な都市空間の保全
		4-2 歴史・文化的環境の創出
	多様な主体とともに 環境保全に 取り組みます <b>5</b>	5-1 環境保全意識の啓発
		5-2 環境保全活動の推進

高いが満足度が低い」とされた分野及び、国内外・市内の状況を踏まえて特に重点的に取り組む

関連するSDGs	施策の内容
	<p>(1) 省エネルギーの推進 (2) 再生可能エネルギーの有効利用</p>
	<p>(1) 3Rの推進 (2) ごみの適正処理の推進</p>
	<p>(1) 森林の保全 (2) 農地、里地里山の保全 (3) 河川の保全</p>
	<p>(1) 外来生物対策 (2) 野生生物と生態系の保全</p>
	<p>(1) 騒音、振動、悪臭の対策 (2) 大気汚染、水質汚濁の対策 (3) 土壌汚染、地盤沈下の対策</p>
	<p>(1) 公共用水域の水質の保全 (2) 健全な水循環の確保と地下水の保全</p>
	<p>(1) 良好な都市景観の保全 (2) 公園・緑地の整備と緑化の推進 (3) 環境美化活動の推進、マナーの啓発</p>
	<p>(1) 歴史・文化的遺産の保全 (2) 歴史・文化的遺産の活用</p>
	<p>(1) 環境学習の推進 (2) 環境情報の収集・提供</p>
	<p>(1) 環境保全活動の推進・支援 (2) 環境保全を担う人材の育成</p>

## Column 7 地域循環共生圏の考え方

「地域循環共生圏」とは、平成 30（2018）年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」で提唱された「日本発の脱炭素化・SDGs 構想」とされる考え方で、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。SDGs やパリ協定といった国際的な潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用して提唱されました。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各地域が持続可能である必要があります。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築を目指します。

（出典・参考：第五次環境基本計画、地域循環共生圏づくりプラットフォーム）



図9 地域循環共生圏の概念図

（出典：環境省 第五次環境基本計画の概要）



## 第4章 個別施策の展開

# Chapter 4

---

## 第4章 個別施策の展開

## Chapter 4

### 第1節 基本目標1 地球環境分野

## 脱炭素社会と循環型社会の実現を目指します

地球温暖化を防止するため、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用・普及促進に取り組み脱炭素社会の実現を目指すとともに、3Rを推進し持続可能な循環型社会の形成を促進します。

### 1 位置付け

本節は、「足利市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

### 2 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、温室効果ガスとして7種類のガスを定めていますが、本計画において対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの中で最も多くの割合を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### 3 温室効果ガス排出状況

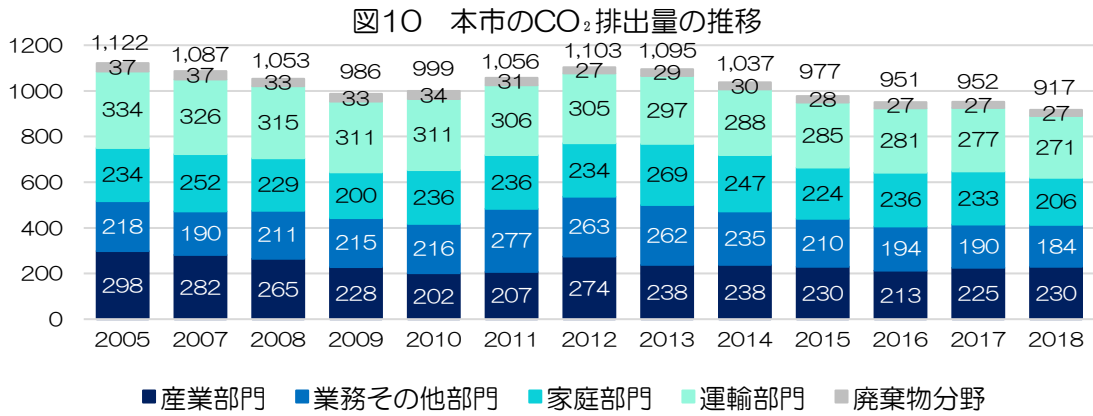
本市は、平成27（2015）年度に策定した足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編において、令和3（2021）年度における温室効果ガス排出量（現状趨勢による推定値）を平成17（2005）年度比で6.3%削減することを目標に掲げ、取り組んできました。本市の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の推移は図10のとおりで、平成24（2012）年度以降減少傾向にあります。平成30（2018）年度の温室効果ガス総排出量は約917千t-CO<sub>2</sub>で、平成17（2005）年度比では約18.3%減少しており、目標に向け順調に推移しています。

なお、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）各部門の内容は表7のとおりです。

表7 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）各部門・分野の内容

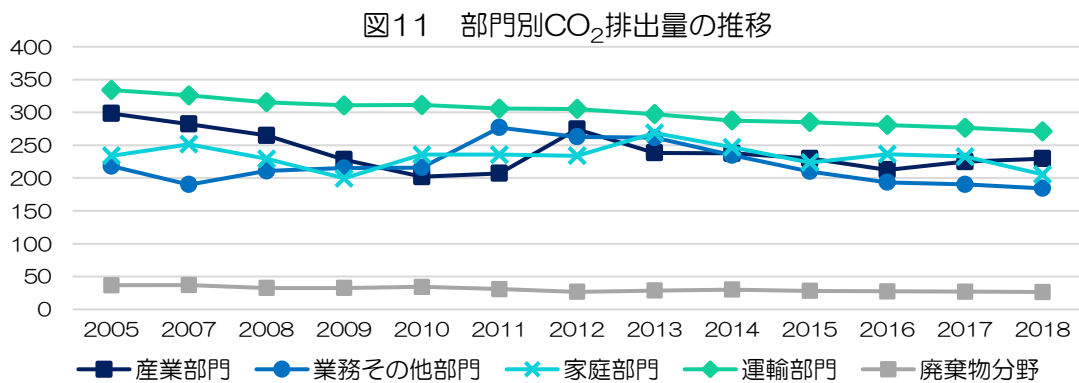
ガス種	部門・分野	説明
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
	業務その他 部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。 （自家用自動車からの排出は運輸部門で計上）
	運輸部門	自動車（貨物・旅客）、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。
非エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴う排出。

部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の推移は図 11 のとおりです。近年の排出量は業務その他部門、家庭部門、運輸部門において概ね減少傾向にあります。産業部門は増加傾向にあります。



資料：環境省「部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計」より一部加工して作成

注 端数処理の都合により、排出量の合計値が位置しない場合があります。



資料：環境省「部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計」

平成 30（2018）年度の本市及び栃木県ならびに国の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成比を比較すると、本市は産業部門の割合が少なく、家庭部門と運輸部門の割合が多いことが分かります。排出割合が多い部門については、排出量の削減に重点的に取り組む必要があります。

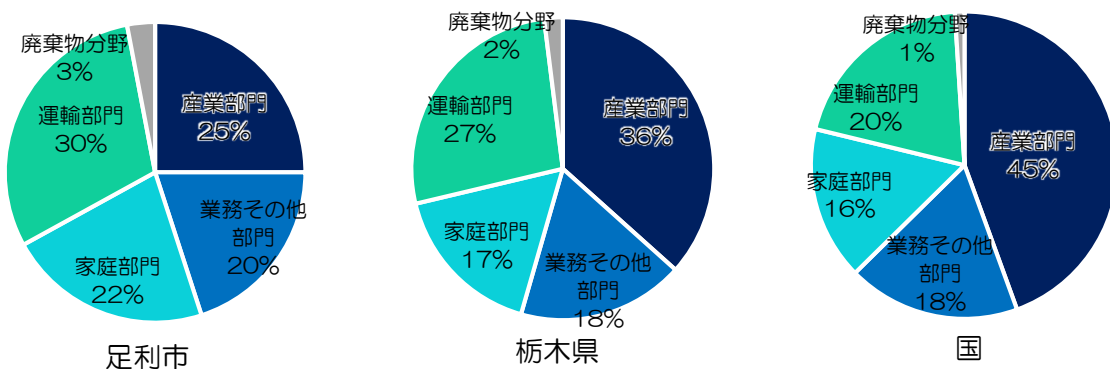


図 12 足利市・栃木県・国の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の構成比

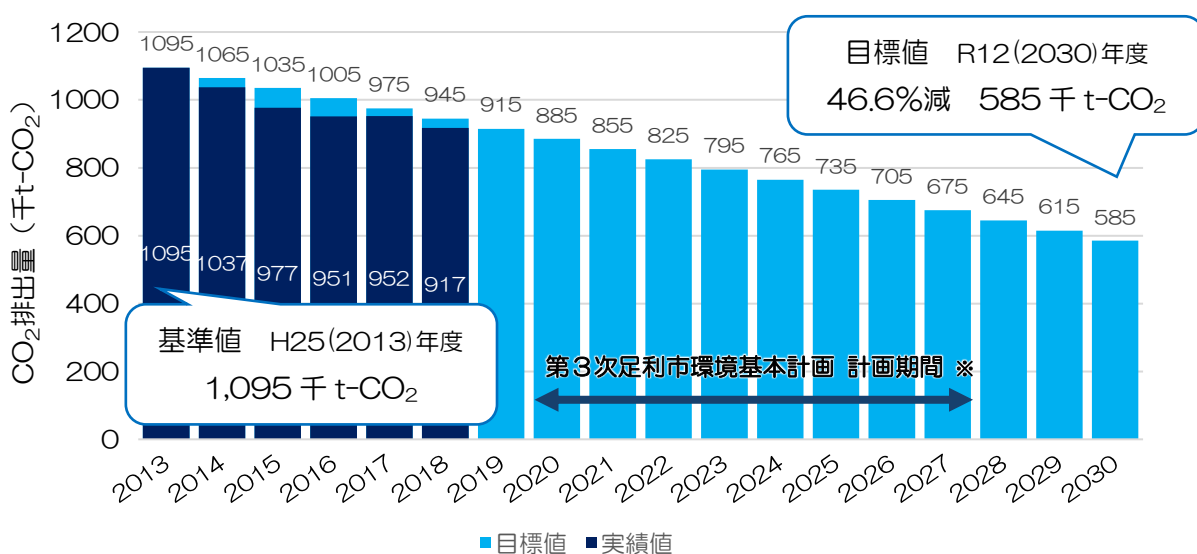
#### 4 温室効果ガス削減目標

本市は、国が「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）において示す温室効果ガス削減目標（2030年度までに2013年度比で46%削減）の部門・分野別削減量に基づき、削減目標を以下の通り設定します。

**2030年度までに2013年度比-46.6%**

総排出量及び部門・分野ごとの目標値と削減率は表8のとおりです。

図13 温室効果ガス削減目標



※ 温室効果ガス排出量は2年遅れで公表されるため、環境基本計画の計画期間（令和4（2022）年度～令和11（2029）年度）とCO<sub>2</sub>排出量が把握できる期間に2年の差があります。

表8 部門・分野ごとの削減目標

（排出量の単位：千t-CO<sub>2</sub>）

項目	基準値 H25（2013）年度	目標値 R12（2030）年度
総排出量	1,095	585（▲46.6%）
産業部門	238	148（▲38.0%）
業務その他部門	262	128（▲51.0%）
家庭部門	269	91（▲66.0%）
運輸部門	297	193（▲35.0%）
廃棄物分野	29	25（▲15.0%）

## 5 施策の内容

### 施策の体系

本計画における重点施策として取り組みます。

#### 1-1 脱炭素社会の実現★



- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギーの有効利用

#### 1-2 循環型社会の実現★



- (1) 3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進

### 1-1 脱炭素社会の実現

#### 具体的な施策

##### (1) 省エネルギーの推進

##### ア 省エネルギーの推進

項目	内容
エネルギー管理の徹底	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、大規模施設におけるエネルギー管理の徹底を図ります。
公共施設の省エネルギー化	公共施設の照明にLEDを導入するなど省エネ機器の導入を推進し、施設の省エネ化を図ります。
市役所の省エネ行動の徹底	「第4次足利市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、市役所内における省エネ行動の徹底を図ります。
家庭への省エネ機器の導入支援	家庭における省エネ機器の導入を支援します。
緑のカーテンの設置促進	家庭等における緑のカーテンの設置を促進し、遮熱による省エネを図ります。

## イ 脱炭素型ライフスタイルの推進

項目	内容
COOL CHOICE の推進	市民や事業者に向けて「COOL CHOICE」の普及啓発を行い、地球にやさしい行動を促します。 【関連】P84 環境に配慮した行動の啓発・推進
スマートムーブの促進	鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進等を行い、過度な自動車利用から環境負荷の少ない移動手段への転換を図ります。
エコカー・エコドライブの推進	電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などのエコカーの普及やエコドライブの推進に努めます。
グリーン購入の推進	環境に配慮した物品等の優先購入を推進します。

## (2) 再生可能エネルギーの有効活用

### ア 再生可能エネルギーの利用拡大

項目	内容
公共施設での再生可能エネルギー利用拡大	公共施設の新・増・改築にあたっては、再生可能エネルギーの利用を検討します。
家庭への再生可能エネルギー設備導入支援	家庭への太陽光発電などの再生可能エネルギー設備導入を支援します。

### イ エネルギーの地産地消

項目	内容
エネルギーの地産地消	エネルギーの地産地消に向けて、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を検討します。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度 （H25（2013）年度）※1	R11（2029）年度 （38.4）
1	温室効果ガス排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ） （削減率（%））	1,095 （H25（2013）年度）※1	675 ※2 （38.4）
2	住宅省エネルギーエコポイント 累計交付者数（人）	172	1,400
3	生活路線バス利用者数（人）	122,424	180,000

※1 温室効果ガスの削減目標は、平成 25（2013）年度を基準にしています。

※2 温室効果ガス排出量は2年遅れで公表されるため、令和 11（2029）年度の目標値は  
令和9（2027）年度の実績値を採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・電化製品を購入する際は、省エネルギー型の製品を選ぶ。
- ・家庭で緑のカーテンに取り組む。
- ・COOL CHOICE についてよく理解し、地球にやさしい行動を心掛ける。
- ・電化製品はエコモードで使用するなど、電力消費量の削減に取り組む。
- ・使わない機器のコンセントを抜くなど、待機電力の削減に取り組む。
- ・地産地消を意識し、できるだけ地元で生産されたものを購入する。
- ・公共交通機関や自転車、徒歩など、環境負荷の少ない移動手段を選ぶ。
- ・車を購入する際は、EV や PHV などのエコカー購入を検討する。
- ・エコドライブを心掛ける。
- ・エコマーク商品など、環境ラベルのついた商品を購入する。
- ・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用、設備の導入を図る。

## 事業者の取組

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。
- ・環境マネジメントシステムやエコアクション 21 などの導入を図る。
- ・省エネ機器の導入を図る。
- ・COOL CHOICE についてよく理解し、地球にやさしい行動を心掛ける。
- ・こまめな消灯、使わない OA 機器のコンセントを抜くなど、オフィスの節電に取り組む。
- ・クールビズ、ウォームビズを採用する。
- ・エコ通勤や、外出・出張時等のスマートムーブを推奨する。

- ・車を購入する際は、EV や PHV などのエコカー購入を検討する。
- ・エコドライブを心掛ける。
- ・グリーン購入・グリーン契約を推進する。
- ・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用、設備の導入を図る。

## Column 8 地球温暖化対策につながる 「栃木県民」が取り組む 15 のこと

栃木県では、県民に地球温暖化対策につながる製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ賢い選択「COOL CHOICE」に取り組んでもらうため、地球温暖化対策だけでなく健康で快適な暮らしを実現する 15 項目を取りまとめています。2050 年カーボンニュートラル実現のため、一人ひとりが日常生活の中でこれらのことを心掛け、取り組んでいきましょう。



(出典：栃木県気候変動対策課)



## 1-2 循環型社会の実現

## 具体的な施策

## (1) 3Rの推進

## ア ごみの発生抑制・減量化

項目	内容
プラスチックごみの発生抑制	マイバッグ運動の推進とともに、レジ袋の削減をはじめとしたプラスチックごみの発生抑制に関する取り組みを進めます。
生ごみの減量化	生ごみ処理機器の購入に対して補助を行うなど、生ごみの減量化を促進します。
食品ロス削減	「もったい9（ナイン）運動」などの普及啓発を通して食品ロス削減に取り組みます。
家庭用廃食用油の拠点回収	家庭用廃食用油回収の普及啓発を行います。 【再掲】 P74 生活排水に関する市民への啓発

## イ ごみの分別と資源化

項目	内容
分別の徹底	市民や事業者に対し積極的な啓発、指導を行い、正しいごみの分別や出し方の徹底を図ります。
資源化の推進	容器包装プラスチックや紙類の分別・資源化を進めるなど、徹底した資源化を推進します。
資源ごみ集団回収の促進	資源ごみ回収の担い手となる団体に報奨金を交付するなど、地域における資源ごみの集団回収を促進します。

## ウ 3Rの啓発

項目	内容
ごみ減量アクションプログラムの実施	燃やせるごみ削減のため、市民・事業者に対しごみ減量の重点行動を啓発し、目的達成に向けた行動を促します。
3Rプラス1の推進	3Rに市民一人ひとりが自分に合った行動をプラスする「3Rプラス1（ワン）」の推進に取り組みます。
3Rに関するイベント・講座等の実施	市民向けに3Rに関する講座や小学生向けのごみ減量授業等を開催し、循環型社会の形成に関する意識の啓発を推進します。 【関連】 P82 環境に関する講座等の実施 P85 イベント・講座の実施

## (2) ごみの適正処理の推進

### ア ごみの適正処理

項目	内容
不法投棄等の防止	不法投棄は違法行為であることを強く認識してもらうため、市民への周知を徹底します。また、職員によるパトロールの実施やクリーンリーダー等との連携により不適正排出や不法投棄の防止に努め、まちの美化に取り組みます。
ポイ捨ての防止	空き缶等のポイ捨て防止のため、のぼり旗の設置や街頭啓発等を通して環境マナーの啓発を行います。 【再掲】 P 79 ポイ捨て防止のための啓発

### イ ごみ処理施設の管理・整備

項目	内容
施設の管理	ごみ処理施設（クリーンセンター、最終処分場）の適切な維持管理に努めます。
施設の整備	循環型社会の実現や災害廃棄物の処理等に対応したごみ処理施設を計画的に整備し、適正処理を推進します。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
4	1人1日当たりの 燃やせるごみ排出量（g）	914	779

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・買い物時はマイバッグを持参し、レジ袋を買わない。
- ・過剰包装の商品は買わない、過剰包装を断る。
- ・捨てる前に再利用できないか考える。
- ・フリーマーケット、バザー、リユースショップなどの利用を増やす。
- ・生ごみをたい肥化する。
- ・生ごみの減量のため、水切りを行ってから捨てる。
- ・食品ロス削減のため、食べ切り、食材の使いきり、冷蔵庫の在庫チェックを心掛ける。
- ・家庭で使用した天ぷら油は廃食用油拠点回収に出す。
- ・ごみの正しい分別を徹底する。
- ・資源回収やリサイクル活動などに参加する。
- ・3R プラス 1 に取り組む。
- ・不法投棄・ごみのポイ捨てをしない。

### 事業者の取組

- ・レジ袋の削減に取り組む。
- ・リターナブル容器などの利用拡大を図る。
- ・食品ロス発生防止に取り組む。
- ・ペーパーレスなど省資源に取り組む。
- ・ごみの正しい分別を徹底する。
- ・事業により発生する資源ごみのリサイクル率を上げる。
- ・資源回収やリサイクル活動などに参加する。
- ・ごみの排出抑制や再生利用・再資源化を考慮した製品の開発・販売に努める。
- ・法令に沿った適切な廃棄物の処理を行う。
- ・不法投棄をしない。

## 第2節 基本目標2 自然環境分野

# 豊かな自然を未来に守り継ぎます

森林、河川、緑地などの多様な自然環境の適切な保全に努めるとともに、生物多様性を未来に守り継ぐための取り組みを行います。

### 施策の体系

本計画における重点施策として取り組みます。

#### 2-1 自然の適切な保全★



- (1) 森林の保全
- (2) 農地、里地里山の保全
- (3) 河川の保全

#### 2-2 生物多様性の保全★



- (1) 外来生物対策
- (2) 野生生物と生態系の保全

### 2-1 自然の適切な保全

#### 具体的な施策

##### (1) 森林の保全

###### ア 森林の多面的機能の保全

項目	内容
山林の適切な維持管理	森林の持つ多面的機能の維持保全を図るため、森林所有者等と連携して奥山林や里山林の適切な維持管理を推進します。
山林火災防止	入山者や地域住民等に対し、煙草や焚き火等の取り扱いについて注意喚起するとともに、防火対策について啓発し、山林火災予防に取り組みます。

## (2) 農地、里地里山の保全

## ア 農地等の保全

項目	内容
優良農地の保全	農業振興地域内の優良農地の適切な保全に努めます。
農村環境の保全	農業・農村が有する多面的機能を適切かつ十分に発揮させるため、地域の共同活動を支援します。
農業用ため池の保全管理	農業用ため池を適切に保全管理し、農業用水を供給するとともに、生物多様性に配慮しつつ決壊による被害防止対策を実施します。

## イ 農地の保全を通じた環境保全

項目	内容
環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施	農業農村整備事業の実施にあたっては、効率的な農業を行いつつ環境への負荷や影響を回避・軽減し、生物多様性や農村景観に配慮して取り組みます。
環境保全型農業の推進	耕畜連携による稲わらおよび堆肥の有効活用、化学肥料等の使用低減による環境保全型農業を推進し、生物多様性の確保と環境の保全を目指します。

## ウ 里地里山の保全

項目	内容
里地里山の保全	自然環境の恩恵が途絶えないよう、里地里山の保全に努めます。
森林病虫害等の被害防止	景観に調和した里山林を守るため、環境に配慮した手法で森林病虫害等による被害を防止します。
生活環境保全林の維持管理	市民の憩いの場として整備された生活環境保全林を維持管理し、市街地に残された貴重な自然を守ります。 【関連】P77 良好な緑地の保全
里山整備の支援	野生獣を人里に近づけないようにするための里山林整備を支援し、住宅地、通学路周辺の安全・安心を確保します。

## エ 環境保全意識の啓発

項目	内容
体験学習を通じた 環境保全意識の啓発	農業体験学習等を実施することにより、将来を担う世代への自然環境の保全に対する意識の向上に努めます。 【関連】 P70 自然保護意識の啓発 P82 環境に関する講座等の実施 P85 イベント・講座の実施

## (3) 河川の保全

### ア 河川・水辺環境の保全

項目	内容
自然環境に配慮した整備	河川の改修や河川敷における施設整備にあたっては、治水上の措置との調整を図りながら、生態系を含めた自然環境にも配慮した整備について検討します。 【関連】 P70 自然環境に配慮した開発
市民参加による 美化活動の支援	住民の河川愛護活動など地域と一体となった河川環境の保全を進めます。 【関連】 P78 公園・河川等の美化 P84 市民・地域等への支援

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
5	多面的機能支払交付金 活動面積カバー率（％）	18.3	35.2
6	一般排水路等整備率（％）	41.7	42.1
7	河川愛護会数（団体）	51	52

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・ 山林などにおける火気の取り扱いには十分に注意する。
- ・ 自然体験学習等に参加し、環境保全の大切さを学ぶ。
- ・ 河川等の美化活動など、地域の自然保護活動に積極的に参加する。

## 事業者の取組

- ・山林などにおける火気の取り扱いには十分に注意する。
- ・環境保全型農業を推進し、環境に配慮した農業に努める。
- ・開発事業等を行う際は、周辺の自然環境および生態系の保護・保全に十分に配慮し、影響を最小限に抑えるよう努める。
- ・河川等の美化活動など、地域の自然保護活動に積極的に参加する。

## 2-2 生物多様性の保全

## 具体的な施策

## (1) 外来生物の対策

## ア クビアカツヤカミキリ対策

項目	内容
被害拡大防止	クビアカツヤカミキリについて周知し被害の注意喚起をす るとともに、県や近隣市町等と連携して的確な防除を進め、 被害の拡大を防ぎます。
被害木の伐採	クビアカツヤカミキリの被害が進行し、回復が困難な木もし くは落枝・倒木等により二次的な被害が想定される木につい て、伐採を進めます。
市民等と協働した防除	クビアカツヤカミキリによる被害状況の把握、被害撲滅のた め、市民や地域などと協働して防除に取り組みます。 【関連】 P85 クビアカツヤカミキリ防除研修

## イ 外来生物対策

項目	内容
外来生物対策	特定外来生物をはじめとする生態系等に影響をおよぼすお それのある外来生物の注意喚起を行うとともに、対策を進め ます。

## (2) 野生生物と生態系の保全

### ア 生態系の保全

項目	内容
生態系の保全	絶滅危惧種や希少種等の野生動植物について、分布状況の把握に努め、生息環境の保全に努めます。
自然環境に配慮した開発	開発行為等に対し、地域における自然環境の特性や生物多様性・生態系への配慮を求めます。 【関連】 P 68 自然環境に配慮した整備 P 77 景観と調和した施設等の設置
自然保護意識の啓発	環境レポーター活動や環境観察会などへの参加を通して、野生動植物や生態系を守る意識の啓発を行います。 【関連】 P 68 体験学習を通じた環境保全意識の啓発 P 79 学習を通じた環境保全意識の啓発 P 82 環境に関する講座等の実施 P 82 環境学習の機会の提供 P 85 イベント・講座の実施

### イ 鳥獣被害の防止

項目	内容
鳥獣被害の防止	イノシシ、シカ等野生鳥獣の適切な保護管理を行うとともに、防護柵の設置等被害防止対策を進めます。また鳥獣被害が深刻化する地域においては、地元関係組織と連携を図り、効果的な被害防止策を講じます。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
8	環境観察会参加者数（人）	280 （令和元（2019）年度）※	320

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により環境観察会が全て中止となったため、令和元（2019）年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・クビアカツヤカミキリの防除に協力する。
- ・生態系や人の生命・身体、農産物等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について理解し、「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則を守って適切な行動を取る。



- 野鳥や植物、昆虫、水辺の生き物など、生き物を大切にする。
- 自然に生えている植物を持ち帰らないようにする。
- 環境レポーター事業や環境観察会等に参加し、地域の生態系について学ぶ。

### 事業者の取組

- クビアカツヤカミキリの防除に協力する。
- 生態系や人の生命・身体、農産物等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について理解し、「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則を守って適切な行動を取る。
- 自社の周辺や地域の自然環境・生態系の保全に協力する。
- 開発事業等を行う際は、周辺の自然環境および生態系の保護・保全に十分に配慮し、影響を最小限に抑えるよう努める。

### 第3節 基本目標3 生活環境分野

## 健康で安心して暮らせる環境を守ります

市民の皆さんの健康で安心して暮らせる生活を確保・維持するため、公害発生の未然防止のための取り組みを行うとともに、生活排水等を適切に処理し、水環境の保全に努めます。

#### 施策の体系

##### 3-1 公害の防止



- (1) 騒音、振動、悪臭の対策
- (2) 大気汚染、水質汚濁の対策
- (3) 土壌汚染、地盤沈下の対策

##### 3-2 水環境の保全



- (1) 公共用水域の水質の保全
- (2) 健全な水循環の確保と地下水の保全

#### 3-1 公害の防止

##### 具体的な施策

##### (1) 騒音、振動、悪臭の対策

##### ア 騒音・振動対策

項目	内容
騒音・振動対策	環境騒音、自動車騒音、振動などについての調査を定期的実施し、実情に応じて対応します。
公害対策事前協議	工場・事業場の新築や増築の際には、「足利市の公害対策事前協議指導要領」に基づき、騒音・振動防止対策等における指導を強化します。

## イ 悪臭対策

項目	内容
悪臭対策	工場・事業場の悪臭に関する調査を実施し、悪臭防止法や栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき実情に応じて対応します。

## (2) 大気汚染、水質汚濁の対策

## ア 大気汚染対策

項目	内容
光化学スモッグ・PM2.5 対策	光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5の注意喚起情報の周知・対応を迅速に行います。
工場パトロール	工場・事業場に対し、県と共同して公害防止工場パトロールを実施し、大気汚染物質等の適正管理を指導します。

## イ 水質汚濁対策

項目	内容
水質調査	公共用水域の水質調査を行い、結果を公表します。
異常水質事故対策	公共用水域において油や有害物質による異常水質事故が発生した場合、被害を最小限に抑えるため「足利市異常水質事故緊急対策要綱」に基づき的確に対応します。

## (3) 土壌汚染、地盤沈下の対策

## ア 土壌汚染対策

項目	内容
適切な埋立の指導	「足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、適切な埋立の指導や安全性の確保に努めます。

## イ 地盤沈下対策

項目	内容
地下水の適切な採取	「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、揚水施設や地下水の採取量を把握して、地下水の適切な採取及び合理的な利用を図ります。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
9	公害苦情年間件数（件）	34	30

## 市民・事業者の取組

### 市民の取組

- ・騒音、振動、悪臭の発生防止を心掛ける。
- ・河川や道路側溝等に油や燃料など水質汚濁の原因となる物質を流さない。

### 事業者の取組

- ・公害関連の法令、条例、規制等の遵守を徹底する。
- ・事業所からの騒音、振動、悪臭の発生防止に努める。
- ・大気汚染物質の適正管理を徹底する。
- ・土砂等の埋立て等を行うときは、土壌汚染及び土砂災害等が発生しないよう適切な措置を取る。
- ・製造工程等から発生する汚水の処理を徹底する。
- ・地下水の適切な使用管理に努める。

## 3-2 水環境の保全

### 具体的な施策

#### （1）公共用水域の水質の保全

##### ア 生活排水の適切な処理

項目	内容
公共下水道への 接続の促進	各種助成制度の充実や普及啓発などにより、下水道への接続を促進します。
合併処理浄化槽の 設置促進	合併処理浄化槽の設置等に対する助成制度や普及啓発の実施により、合併処理浄化槽の設置を促進します。
生活排水に関する 市民への啓発	下水道を正しく使用するように啓発を行います。
	家庭用廃食用油回収の普及啓発を行います。
	【再掲】 P63 家庭用廃食用油の拠点回収

## (2) 健全な水循環の確保と地下水の保全

## ア 健全な水循環の確保

項目	内容
水源かん養機能の保全	土壌浸透等による水源かん養機能を持つ森林や水田などの農地の適切な保全管理に努めます。

## イ 地下水汚染対策

項目	内容
地下水の水質調査	有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、県とともに地下水の水質の調査を進めます。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
10	生活排水処理人口普及率（％）	89.9	95.0

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・ 公共下水道などの計画がない区域では、合併処理浄化槽の設置に努める。
- ・ シャワーや歯磨きの時など、水を使う際には節水を心掛ける。
- ・ 調理くずや油を台所のシンクに直接流さない。
- ・ 家庭で使用した天ぷら油は廃食用油拠点回収に出す。

## 事業者の取組

- ・ 所有する森林や農地等の適切な保全管理に努める。
- ・ 地下水の適切な使用管理に努める。

## 第4節 基本目標4 快適環境分野

### 自然と歴史が調和した快適な環境を整備します

良好な都市基盤施設や自然・歴史的資源などを保全・活用し、足利らしい景観を形成するとともに、快適に暮らせる環境を整備します。

#### 施策の体系

##### 4-1 快適な都市空間の保全



- (1) 良好な都市景観の保全
- (2) 公園・緑地の整備と緑化の推進
- (3) 環境美化活動の推進、マナーの啓発

##### 4-2 歴史・文化的環境の創出



- (1) 歴史・文化的遺産の保全
- (2) 歴史・文化的遺産の活用

#### 4-1 快適な都市空間の保全

##### 具体的な施策

##### (1) 良好な都市景観の保全

##### ア 計画に基づいたまちづくり

項目	内容
足利らしい景観づくり	足利市都市計画マスタープランや足利市景観計画に基づいてまちづくりを進めるとともに、自然や歴史的景観、各地域の個性豊かな景観を守り足利らしい魅力的な景観づくりを進めます。

## イ 都市景観の保全

項目	内容
良好な都市基盤施設の整備	良好な景観を維持するため、自然や地域の特性と調和した公共施設などの都市基盤施設の整備に努めます。
景観と調和した施設等の設置	市街地における大規模施設建設等の際は、周辺市街地の景観に調和・配慮し、良好なまちなみが形成されるよう努めます。
	中山間地などにおける再生可能エネルギー発電設備等の設置の際は、景観との調和を図るとともに周囲の環境保全に努めます。 【関連】 P70 自然環境に配慮した開発
屋外広告物の規制	栃木県屋外広告物条例に基づき、周囲の景観と調和するよう屋外広告物の設置を適切に規制・誘導します。

## ウ 自然景観の保全

項目	内容
山麓・田園風景の保全	緑に囲まれた山麓風景やふるさと感じさせる田園風景など本市の豊かな自然と調和した景観の保全に努めます。
河川景観の保全	渡良瀬川は本市の特徴となる貴重な景観資源であり、本市の景観を構成する重要な要素としてその保全と活用を図ります。

## (2) 公園・緑地の整備と緑化の推進

## ア 公園の整備

項目	内容
都市公園の整備	都市公園については、土地区画整理事業などと連携しながら整備します。整備にあたっては公募設置管理制度（Park-PFI）など民間の資金やノウハウを有効に活用し、誰もが快適に利用できる「緑や水のオープンスペース」を整備します。

## イ 緑地の保全と活用

項目	内容
良好な緑地の保全	市街地に残る良好な緑地（樹林地等）の保全に取り組みます。 【関連】 P67 生活環境保全林の維持管理
河川緑地の保全と活用	河川緑地については、自然景観を保全して潤いのある水辺空間を創出するとともに、憩いや潤いの場、スポーツ・レクリエーションの場として活用します。

## ウ 公園・緑地等の維持管理

項目	内容
施設の改修・維持管理	公園・緑地の老朽化した施設の更新などを行うとともに、地域のニーズに即した機能や配置の再編を進めます。
市民参加による維持管理の支援	公園愛護会や街路樹愛護会などによる公園等の維持管理を支援します。 【関連】 P78 公園、河川等の美化 P84 市民・地域等への支援

## エ 緑化の推進

項目	内容
市民参加による緑化の推進	市民と行政との協働により、都市景観に配慮した花や緑あふれる人にやさしいまちづくりと、「次代への緑の贈りものづくり」に取り組みます。

### (3) 環境美化活動の推進、マナーの啓発

#### ア 市民等と協働した環境美化活動

項目	内容
まちなかの美化	クリーン散歩や花火大会後の清掃活動など、市民等のボランティアと協力してまちの美化活動に取り組みます。 【再掲】 P84 市民と協働した美化活動
公園、河川等の美化	公園愛護会や街路樹愛護会、河川愛護会などによる美化活動や維持管理活動を支援します。 【関連】 P68 市民参加による美化活動の支援 P78 市民参加による維持管理の支援 P84 市民・地域等への支援
ハイキングコースの美化	地区観光協会の協力のもと、ハイキングコース等の美化活動を行い美しい自然環境と景観を守ります。



## イ 環境保全意識・マナーの啓発

項目	内容
ポイ捨て防止のための啓発	空き缶等のポイ捨て防止のため、のぼり旗の設置や街頭啓発等を通して環境マナーの啓発を行います。 【再掲】 P64 ポイ捨ての防止
学習を通じた環境保全意識の啓発	環境に関するポスター・標語や講座など、環境学習の機会を通して環境保全意識の向上や環境マナーの啓発を図ります。 【関連】 P70 自然保護意識の啓発 P82 環境学習の機会の提供
飼い犬・飼い猫のふん害防止のための啓発	飼い犬・飼い猫のふん害防止のため、広報紙での啓発や看板の配布等を通して環境マナーの啓発を行います。

## 指標

指標番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
11	建築・景観賞累計応募件数（件）	397	460
12	公園・街路樹愛護会数（団体）	70	72
7	河川愛護会数（団体） 【再掲】	51	52

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・多くの市民が利用する公園や河川緑地などは、皆が快適に利用できるよう心掛ける。
- ・生垣や花壇の設置など、住まい周辺の緑化を心掛ける。
- ・出かけたときはごみを持ち帰り、ポイ捨てはしない。
- ・地域の緑化活動や美化活動に積極的に参加する。
- ・散歩中の飼い犬のふんは必ず持ち帰る。
- ・猫は室内で飼う。

## 事業者の取組

- ・開発行為や大規模施設・設備の建設等を行う際は、周囲の景観との調和を図るとともに、本市の豊かな自然景観を損なわないよう十分配慮する。
- ・事業所の看板設置に際しては、まちの景観形成に十分配慮する。
- ・敷地内に樹木や花を植えるなど、緑化に努める。
- ・地域の緑化活動や美化活動に積極的に参加する。

## 4-2 歴史・文化的環境の創出

### 具体的な施策

#### (1) 歴史・文化的遺産の保全

##### ア 文化財の保護・継承

項目	内容
文化財の指定・登録	文化財の滅失や散逸を防ぐため、指定・登録の推進を図ります。
文化財保護の支援	指定文化財の維持管理に対する補助を実施し、価値の高い歴史文化遺産の維持・保全に努めます。
文化財を守る人材の育成	文化財関係団体や、文化財の保護について指導・相談に応じる地域人材を育成し、文化財の保護を推進します。 【再掲】P85 文化財保護

##### イ 史跡の整備

項目	内容
史跡の整備	史跡足利学校や史跡樺崎寺跡などの整備を計画的に進め、歴史・文化的環境を保全します。

#### (2) 歴史・文化的遺産の活用

##### ア 歴史的景観づくり

項目	内容
景観重点地区	景観重点地区に指定した史跡足利学校・鏝阿寺周辺地区において、本市の歴史と文化を代表する魅力ある景観づくりを進めます。

##### イ 歴史・文化的遺産の活用

項目	内容
文化財の公開	文化財を通して足利市の歴史や文化に対する理解、関心を深めるため、市内の指定・登録文化財を公開する機会を設けます。
史跡足利学校の活用	史跡足利学校の意義を全国に発信するとともに市民文化の向上を図るため、史跡足利学校をテーマにした講座や史跡足利学校を会場としたイベント等を実施します。
観光PR	史跡足利学校・鏝阿寺をはじめとする歴史・文化的遺産の積極的なPRを行い、観光の活性化を図ります。

## 指標

指標 番号	項目（単位）	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
13	歴史的まちなみ修景補助件数（件）	54	72
14	文化財関係講座などへの 子どもの年間参加者数（人） 【再掲】	31 （令和元（2019）年度）※	50

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講座（子ども考古学教室）が中止となったため、令和元（2019）年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・ 歴史・文化的遺産に対する関心を深める。
- ・ 歴史・文化的遺産の保護・保全に協力する。
- ・ 文化財を大切にす。
- ・ 地域の文化活動や祭り等に参加し、地域の歴史や文化に親しみを持つ。

## 事業者の取組

- ・ 歴史・文化的遺産の保護・保全に協力する。
- ・ 地域の文化活動、祭り等への参加や協力・支援を心掛ける。
- ・ 開発事業等を行う際は、周囲の歴史・文化的景観の保全と文化財等の保護に十分配慮する。

## 第5節 基本目標5 環境教育分野

### 多様な主体とともに環境保全に取り組みます

環境を守るために市民、事業者などの各主体が自発的に考え行動できるよう、環境教育の機会や内容を充実させて人材を育成するとともに、各主体と連携して環境保全に取り組みます。

#### 施策の体系



#### 5-1 環境保全意識の啓発

##### 具体的な施策

##### (1) 環境学習の推進

##### ア 環境学習の推進

項目	内容
環境に関する講座等の実施	<p>環境保全意識の啓発のため、環境観察会などの自然と触れ合うイベントや出前講座等を実施するとともに、内容の充実に努めます。</p> <p>【再掲】 P 85 イベント・講座の実施 【関連】 P 63 3Rに関するイベント・講座等の実施 P 68 体験学習を通じた環境保全意識の啓発 P 70 自然保護意識の啓発</p>
環境学習の機会の提供	<p>学習を通して環境保全意識の向上を図るため、市内小中学生を対象に環境レポーターや環境に関するポスター・標語を募集し環境学習の機会を提供します。</p> <p>【関連】 P 70 自保護意識の啓発 P 79 学習を通じた環境保全意識の啓発</p>

## イ 環境教育の充実

項目	内容
環境教育の充実	児童生徒が身近な環境を大切にする態度や心を育むとともに、地球規模の環境問題にまで関心を広げ、よりよい環境づくりに進んで参加できる実践力を育てます。

## (2) 環境情報の収集・提供

## ア 環境情報の収集・提供

項目	内容
環境情報の収集・提供	地球温暖化など環境に関する情報の収集・提供に努めます。

## イ 市の取組の情報発信

項目	内容
「足利の環境」の発行	年に一度「足利の環境」を発行し、環境の状況や市が行う環境保全の取組などの情報発信を行います。
SNS等を活用した情報発信	市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市の環境に関する取り組みについて積極的な情報発信を行います。

## 指標

指標 番号	項目(単位)	基準値	目標値
		R2(2020)年度	R11(2029)年度
8	環境観察会参加者数(人) 【再掲】	280 (令和元(2019)年度)※	320

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により環境観察会が全て中止となったため、令和元(2019)年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・環境に関する講座、イベント等に積極的に参加する。
- ・環境について自主的に学び、日常生活や地域などの活動に活かす。
- ・環境に関する情報に関心を持つ。

## 事業者の取組

- ・従業員への環境学習を推進し、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上を図る。
- ・市や地域等が実施する講座に講師を派遣するなど、環境教育・学習の推進に協力する。
- ・環境に関する自社の事業活動について情報公開する。

## 5-2 環境保全活動の推進

### 具体的な施策

#### (1) 環境保全活動の推進・支援

##### ア 市民、地域、事業者等と協働した環境にやさしいまちづくり

項目	内容
環境にやさしいまちづくりの推進	市民、市民団体、地域、事業者などと協働し、環境にやさしいまちづくりを推進します。
市民と協働した美化活動	クリーン散歩や花火大会後の清掃活動など、市民等のボランティアと協力してまちの美化活動に取り組みます。 【再掲】 P 78 まちなかの美化
市民・地域等への支援	公園愛護会や街路樹愛護会、河川愛護会などの市民団体や地域（自治会等）などによる環境保全活動を支援します。 【関連】 P 68 市民参加による美化活動の支援 P 78 市民参加による維持管理の支援 P 78 公園・河川等の美化
企業への支援	事業者における環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001に関するセミナーを開催するなど、積極的に環境問題に取り組む企業を支援します。
環境に配慮した行動の啓発・推進	日常生活での環境保全行動や「COOL CHOICE」の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが環境に配慮した行動に取り組める仕組みづくりを進めます。 【関連】 P 60 COOL CHOICE の推進

## (2) 環境保全活動を担う人材の育成

## ア 環境を守る人材の育成

項目	内容
クビアカツヤカミキリ 防除研修	市民や地域（自治会等）を対象にクビアカツヤカミキリの防除研修を実施し、地域の自然を守る人材を育成します。 【関連】 P69 市民等と協働した防除
イベント・講座の実施	環境保全意識の啓発のため、環境観察会などの自然と触れ合うイベントや出前講座等を実施するとともに、内容の充実に努めます。 【再掲】 P82 環境に関する講座の実施 【関連】 P63 3Rに関するイベント・講座等の実施 P68 体験学習を通じた環境保全意識の啓発 P70 自然保護意識の啓発
	幼いころから環境保全を身近なこととして捉え日々の行動に移せるよう、未就学児から参加できるイベント・講座を実施します。
文化財保護	文化財関係団体や、文化財の保護について指導・相談に応じる地域人材を育成し、文化財の保護を推進します。 【再掲】 P80 文化財を守る人材の育成

## 指標

指標 番号	項目	基準値	目標値
		R2（2020）年度	R11（2029）年度
14	文化財関係講座などへの 子どもの年間参加者数（人） 【再掲】	31 （令和元（2019）年度）※	50

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講座（子ども考古学教室）が中止となったため、令和元（2019）年度の参加者数を基準値として採用しています。

## 市民・事業者の取組

## 市民の取組

- ・COOL CHOICE についてよく理解し、地球にやさしい行動を心掛ける。
- ・地域の環境保全活動に積極的に参加する。

## 事業者の取組

- ・地域の環境保全活動へ参加するとともに、活動を支援する。
- ・ISO14001 を取得するなど、環境負荷を低減した経営に努める。

# Ashikaga City Environmental Master Plan

---



# 第5章 進行管理

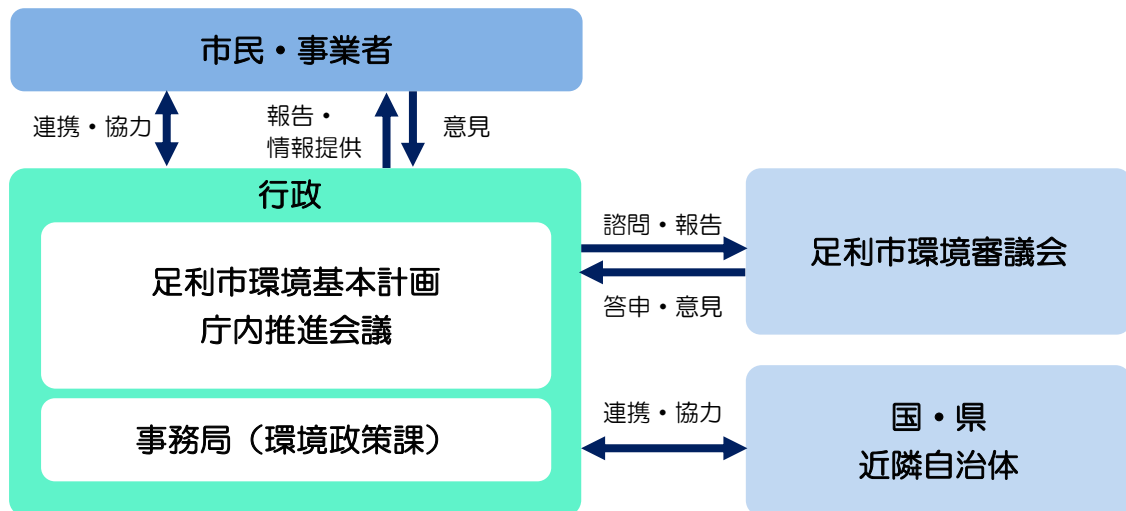
# Chapter 5

## 第5章 進行管理

## Chapter 5

### 第1節 計画の推進

本計画策定後の実効性を確保するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を深く理解し、協働して計画を推進していくことが重要です。そのため、以下に示す体制を整備し、着実な推進を目指します。



#### 足利市環境審議会

本市では、足利市環境基本条例第17条に基づき、環境審議会を設置しています。学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員から構成され、本市の環境基本計画の策定及び変更に関する事項、環境の保全に関する基本的な事項について審議します。

市は本計画の進捗状況を審議会に報告し、点検・評価を受けるとともに意見を聴取します。

#### 庁内における推進体制

本計画の効果的な推進と全庁的な合意形成を行うため、関係各課の長で構成する「足利市環境基本計画庁内推進会議」を設置しています。重点プロジェクトをはじめとする各施策について、各課の連携のもと、総合的、計画的な観点に立った取り組みを進めます。

施策の決定及び進行状況については環境審議会への諮問・報告を行い、答申・提言を尊重した施策を実行します。

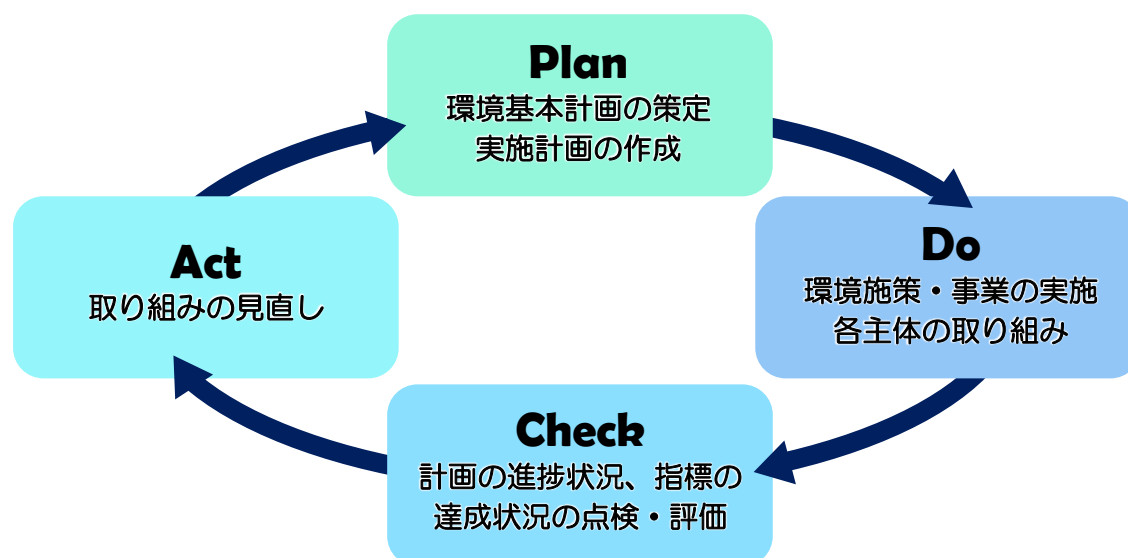
#### 国、県及び近隣自治体との連携、協力

環境問題は、市域のみならず広域的な視点で取り組むことが重要です。特に、地球温暖化対策、外来生物対策、森林の保全・整備等、広域的視点から取り組むことが効率的・効果的な対策については、県や近隣自治体と連携して推進していくとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

## 第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルを原則とした環境マネジメントシステムの考え方を基本とします。

市は、年次計画に基づく施策や事業を計画的に推進するとともに、毎年度の施策・事業の進捗状況、目標の達成状況及びその評価・分析結果等を取りまとめ、「足利市環境審議会」に報告するとともに、年次報告書や市ホームページなどを通じて市民に公表します。



# Ashikaga City Environmental Master Plan

# 資料編

# 1 足利市環境基本条例

平成11年10月 1日条例第33号  
改正  
平成30年12月21日条例第38号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第10条）
  - 第3章 環境の保全に関する推進施策（第11条—第16条）
  - 第4章 環境審議会（第17条）
  - 第5章 補則（第18条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境等を保持し、保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### （基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で、良好な環境の恵

みを受けるとともに、山紫水明豊かな本市の特性を生かしつつ、その貴重な環境を将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全是、市、市民及び事業者が公平な役割分担の下に、環境への負荷を低減することによって、人と緑、清流、生き物等の自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全是、これを地球的規模の環境問題としてとらえ、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

#### **(市の責務)**

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みを必要とするものについては、国、栃木県及び近隣の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

#### **(市民の責務)**

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、広く環境の保全に努めなければならない。

- 2 市民は、良好な環境の保全に自主的に取り組み、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

#### **(事業者の責務)**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## **第2章 環境の保全に関する基本的施策**

### **(施策の基本指針)**

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 歴史的文化的遺産が保護され、人とのふれあいの行える歴史的文化的環境の創造を図ること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持さ

れること。

- (4) 市民が環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう環境教育体制の整備を図ること。

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標  
(2) 環境の保全に関する施策の方向  
(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、足利市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

#### (配慮指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全に配慮すべき事項を示した指針を定めなければならない。

#### (報告書)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 環境の保全に関する推進施策

#### (規制等の措置)

第11条 市は、公害を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、生活排水の改善、廃棄物の排出抑制、景観の保全等環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

#### (施設整備の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人とのふれあいを図るための施設の整備を推進するものとする。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、



その影響が低減されるよう環境の保全について配慮しなければならない。

**（教育及び学習の推進等）**

第13条 市は、市民等が環境の保全について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

**（市民等の自発的な活動への支援）**

第14条 市は、市民等が行う環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する情報、技術等を提供するよう努めるものとする。

**（調査の実施等）**

第15条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

**（市民等の意見の反映）**

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## 第4章 環境審議会

### （環境審議会）

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、足利市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員

4 前項の委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 前項第2号及び第3号の委員の任期は、その職にある期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上

の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）第5条第6項ただし書の規定は、委員の報酬について適用しない。
- 10 前項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 補則

### （委任）

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 足利市環境審議会条例（昭和47年足利市条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成30年12月21日条例第38号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 足利市環境審議会規則

平成11年10月 1日規則第38号  
改正

平成12年 3月31日規則第27号  
平成12年11月20日規則第58号  
平成15年 3月31日規則第45号  
平成19年 2月28日規則第13号  
平成20年 3月25日規則第13号  
平成21年 3月31日規則第 9号  
平成21年 8月12日規則第33号  
平成23年 5月 9日規則第34号  
平成27年 6月30日規則第38号  
平成30年12月21日規則第43号

### 足利市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市環境基本条例(平成11年足利市条例第33号。以下「条例」という。)第17条第5項の規定に基づき、足利市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第17条第3項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる機関の推薦する当該機関の職員とする。

- (1) 国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所
- (2) 栃木県県南環境森林事務所
- (3) 栃木県安足土木事務所

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が不在のときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、急施を要し、審議会を招集する時間的余裕がないときその他やむを得ない事情があるときは、委員に書面で意見を照会した結果をもって審議会の決定に代えることができる。
- 5 前項の規定により処置したときは、次の審議会において、報告するものとする。  
(資料の提出等の要求)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 審議会の会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(専門委員)

第6条 審議会に、必要があるときは、専門の事項を調査する専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が選任する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間在任する。  
(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。  
(会議録)

第8条 審議会は、出席委員の氏名、議決事項、議事の経過等を記載した会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、会長及び出席した委員のうちから会長がその会議において指名する会議録署名人2人以上が署名しなければならない。  
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の設置及び組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 足利市環境審議会条例施行規則（昭和47年足利市規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月31日規則第27号）  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月20日規則第58号）  
この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第45号）  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日規則第13号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第13号）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第9号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月12日規則第33号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月9日規則第34号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規則第38号）  
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第43号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 3 足利市環境審議会委員名簿

令和4（2022）年2月現在

選出区分	氏名	所属
学識経験者 (第1号)	西村友良	足利大学
	吉益均	足利市医師会
	柏瀬正雄	足利市農業委員会
	蓮沼眞二	足利市自治会長連絡協議会
	室岡孝典	栃木県地球温暖化防止活動推進員
	照本夏子	足利商工会議所
	高賀茂正枝	足利市女性団体連絡協議会 (足利市くらしの会)
	新井美幸	足利市女性団体連絡協議会 (ボランティアグループ あしかが子育て応援ネット)
市議会議員 (第2号)	大谷弥生	足利市議会
関係行政機関の職員 (第3号)	塚本一三	国土交通省渡良瀬川河川事務所
	倉井宏明	栃木県県南環境森林事務所
	林真	栃木県安足土木事務所

## 4 用語集

### あ行

#### 【あ】

##### ISO14001

企業等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

##### IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された政府間組織。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。令和3（2021）年8月現在、195の国と地域が参加している。

##### 悪臭物質

悪臭の原因物質は数十万種類と多種多様であるが、特に問題となるのは硫化水素等の硫黄化合物、アンモニア等の窒素化合物などである。現在、悪臭防止法で定められた特定悪臭物質は、アンモニア・メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチル・トリメチルアミン・アセトアルデヒド・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・スチレン・キシレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸・イソ吉草酸の22物質である。

#### 【い】

##### EV（Electric Vehicle、電気自動車）

車に搭載したバッテリーに充電した電気を用いてモーターを動かして走行する自動車。エ

ンジンは搭載していないためガソリンを使用せず、走行時に二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質の排出が無い。環境に優しい次世代自動車で、地球温暖化防止への貢献が期待される。現時点では充電スタンドの不足が課題となっており、普及促進のためのインフラ整備が求められている。

##### 一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。一般局と略されて呼ばれることもある。

##### 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物と定められている廃棄物。一般廃棄物には「一般廃棄物」（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどの家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、し尿からなる）、「特別管理一般廃棄物」があり、「一般廃棄物」は収集・運搬および処分について市町村が責任を持つことが原則とされている。

#### 【う】

##### ウォームシェア

家庭の暖房を消して、公共施設や商業施設など暖かい場所に集まって皆で「暖かさを分け合う」冬季の省エネの取り組み。家庭でも複数の部屋で暖房を使うのではなく、一部屋に集まって過ごすことでエネルギー消費量の削減につながる。⇨クールシェア

##### ウォームピズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。⇨クールピズ

#### 【え】

##### エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムで、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもの。

幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しており、中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう工夫されている。

### エコカー

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの排出量が少なく、燃費の良い環境性能に優れた自動車のこと。ハイブリッドカー、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車などの種類がある。

### エコドライブ

燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのこと。具体的な例は、穏やかにアクセルを踏んで発進する（ふんわりアクセル）、車間距離に余裕を持って加速・減速の少ない運転をする、エアコンを適切に使用する、渋滞を避け余裕を持って出発する、など。

### エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい商品（製品およびサービス）を示すマーク。ISOの規格（ISO14024）に則った日本で唯一のタイプI環境ラベル（第三者認証による環境ラベル）制度で、消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準となるように導入され、1989年2月にスタートした。

メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要である。

### SDGs（持続可能な開発目標）

本文中、P51 参照。

### LED（Light Emitting Diode）

発光ダイオード。電気を流すと発光する半導体の一種。白熱灯等の従来光源に比べて寿命が長く、消費電力量が少ない特徴がある。

### 【お】 オゾン層

地球を覆う大気の成層圏中でオゾンが多く

存在する層をいう。オゾン層は太陽からの有害な紫外線の大半を吸収しており、地球上の生態系を保護している。しかし1970年代から80年代にかけて南極上空のオゾン層が破壊されて穴（オゾンホール）ができていたことが発見され、その後90年代前半にかけて南極上空のオゾンホールが急激に拡大した。現在オゾンホールは南極のほぼ全域を覆う大きさとなっている。

オゾンホールは、フロンガス等が触媒となってオゾン層中のオゾンが破壊されることでつくられるが、フロンは大気中で分解されることがほとんどないため、大気中に排出されたフロンの大部分は成層圏まで到達してしまう。このため、フロンを大気中に排出しないことがオゾンホールの拡大を防ぐ最も有効な対策とされ、世界各地でフロンガス排出規制が行われている。

### 温室効果ガス

太陽光の放射エネルギーを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガス。人の活動などによって大気中の温室効果ガス濃度が上昇したことにより地球温暖化を引き起こしている。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律では、温室効果ガスの種類を二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種と定めている。

### か行

### 【か】 カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量の差引がゼロになること。

### 海洋プラスチック問題

本文中、P19～20 参照。

### 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物種。外来種のうち、導入先の生態系などに著しい影響を与えるものを特に侵略的外来種と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響をもたらすものとして問題となっている。



### 合併処理浄化槽（合併浄化槽）

台所や洗濯、お風呂から出る生活雑排水とし尿をあわせてそれぞれの家庭で浄化し、公共用水域へ放流するための施設。

#### ▶単独処理浄化槽

家庭から出るし尿のみを処理する浄化槽で、生活雑排水は処理せずそのまま公共用水域に放流することになるため、水質汚濁の原因となってしまう。このため、平成13（2001）年4月の浄化槽法改正（施行）により、単独処理浄化槽の新設が原則として禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられた（既に単独処理浄化槽を設置している者は、合併処理浄化槽への転換に努めることとされた）。

### 家庭用廃食用油の拠点回収事業

足利市が平成22（2010）年に開始した、家庭から出た植物性の使用済み天ぷら油を市内8箇所（R3.8月現在）の拠点で回収する事業。家庭から排出される廃食用油の多くは燃やせるごみとなってしまうことから、循環型社会の構築及び地球温暖化対策の一環として、これらを回収し再利用を図っている。

### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもので、公害防止に関する行政上の諸施策を実施する上での達成目標となるもの。大気・水質・騒音・土壌について環境基準値が設定されている。

### 環境基本法

平成5（1993）年制定。公害対策基本法を改正したもの。環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。

### 環境教育

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、正しい知識に基づいて責任ある行動がとれるよう、学校・家庭・企業などを通じて行う教育。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。（平成6

（1994）年4月 農林水産省環境保全型農業推進本部「環境保全型農業の基本的考え方より）

### 環境マネジメントシステム

（Environmental Management System : EMS）

「環境保全に関する活動を点検管理するための仕組み（ルール）」のことで、ISO14001やエコアクション21など、組織や事業者が計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルにより継続的に環境負荷の低減を図る仕組み。

### 環境ラベル

製品やサービスの環境に関する情報を消費者に伝える文言やマークなどのこと。ISOでは3つのタイプ（Ⅰ／第三者認証、Ⅱ／自己宣言、Ⅲ／環境情報表示（技術報告書））に分けて規格を制定している。

### 緩和策

地球温暖化対策において、温室効果ガスの排出量削減、吸収源の増加など地球温暖化の進行を抑止するための取組のこと。具体的には、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、緑化の推進など。

### 【き】

#### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

⇒「IPCC」参照。

#### 気候変動枠組条約締約国会議

1992年の国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「国連気候変動枠組条約」（UNFCCC、United Nations Framework Convention on Climate Change）の参加国による最高意思決定機関。1995年から毎年開催。1997年のCOP3では京都議定書が、2015年のCOP21ではパリ協定が採択された。

#### ▶COP

Conference of Parties＝締約国会議。末尾の数字は開催回数を表す。「COP5」＝「第5回締約国会議」。

### 協働

共通の目的を実現するために、信頼関係のもと、対等な立場で、役割を分担しながら連携・協力すること。

## 極端現象

極端な高温もしくは低温や強い雨など、特定の指標を越える現象のこと。(例) 日最高気温が 35℃以上の日(猛暑日)、1 時間降水量が 50mm 以上の強い雨、など。

### 【く】

#### クールシェア

家でエアコンを使わず、図書館などの公共施設や商業施設など涼しいところに集まって皆で「涼しさを分け合う」夏季の省エネの取り組み。⇨ウォームシェア

#### COOL CHOICE (クールチョイス)

本文中、コラム③(P22) 参照。

#### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ等の軽装スタイルがその代表。⇨ウォームビズ

#### グリーン契約(環境配慮契約)

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

▶国等における温室効果ガスなどの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)  
グリーン契約を推進するための法律。

#### グリーン購入

環境にやさしい製品やサービスを選んで優先的に購入すること。平成 13(2001)年 4 月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が施行された。

#### クリーンリーダー

廃棄物減量等推進員(クリーンリーダー)制度において市長が委嘱した推進員。市と市民のパイプ役として、次のようなごみ減量化・資源化の施策に協力していただいている。

- ・資源物集団回収事業の促進
- ・ごみ減量・資源化に関する研修会・講習会等への参加
- ・市が定めるごみの正しい出し方についての地域住民への徹底
- ・ごみの不法投棄・ごみステーションにおけ

る資源物の持ち去り防止のための市への協力

- ・空き缶等ポイ捨て防止の施策の協力

### 【こ】

#### 公害

事業活動など人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下(典型 7 公害)によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じること。

#### 公害防止協定

公害をすでに発生させている企業あるいは発生させる恐れのある企業と、地方自治体や自治会等が、地域の実情を踏まえ、公害防止のため必要な措置を取り決める協定。公害未然防止のため法律や条例と並ぶ有効な手法として広く利用されている。

#### 光化学スモッグ

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物、炭化水素等が、太陽からの紫外線と作用して光化学オキシダントを生成し、特殊な気象条件下でスモッグとなったものを光化学スモッグという。植物被害、目や呼吸器への刺激作用がある。

##### ▶オキシダント

(光化学オキシダント)

オゾン・アルデヒド・PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの酸化性物質の総称。

#### 公共用水域

水質汚濁防止法によって定義される公共利用のための水域や水路のこと。具体的には、「河川・湖沼・港湾・沿岸地域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。

#### 公募設置管理制度(Park-PFI)

平成 29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法で、飲食店・売店等の公園利用者の利便性向上に資する収益施設(公募対象公園施設)の設置と、

これらの施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

### コンポスト

堆肥のこと。なお、生ごみや汚泥などを発酵分解させ堆肥にする方法やそのための容器を指すのが一般的。

## さ行

### 【さ】

#### 再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことのできるエネルギーの総称。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどをエネルギー源として利用するもの。

#### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)

再生可能エネルギーの普及のため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」に基づき平成24(2012)年7月にスタート。一般家庭や事業者が太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電気を、法令で定められた価格・期間で電力会社が買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部は、電気を使用する消費者が賦課金(再生可能エネルギー発電促進賦課金)という形で負担している。

#### 里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される。

### 【し】

#### 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車など、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の排出量が少ない環境に優しい自動車のこと。

#### 持続可能な開発

1987年に「環境と開発に関する世界委員会」が報告書の中で提唱したもので、「将来の世代が自らの要求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求をみたすような開発」という考え方。

#### 持続可能な開発目標(SDGs)

本文中、P51 参照。

#### 循環型社会

本文中、P19 参照。

#### 省エネ機器

##### (住宅省エネルギーエコポイント対象)

家庭用潜熱回収型給湯器(エコジョーズ、エコフィール)、家庭用CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、複合型給湯器、HEMS、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用ガスエンジン給湯器(エコウィル)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、蓄電池の9種。

#### 省エネルギー法(エネルギー使用の合理化に関する法律)

省エネ推進に関する事業者などの義務、所管大臣の勧告・指導、判断基準の設定、省エネ推進のための金融・財政上の措置などが定められている。

#### 省エネラベリング制度(省エネラベル)

エネルギー消費機器の省エネ性能について、省エネ法により定められた省エネ基準の達成度合い(%)を表示する制度。平成12(2000)年8月にJIS規格として導入された。ラベルには、①省エネ性マーク、②省エネ基準達成率、③エネルギー消費効率、④目標年度が表示されている。省エネ基準を達成している製品には緑色の省エネ性マーク、達成していない製品にはオレンジ色のマークが表示される。

#### 食品ロス

本文中、P19 参照。

### 【す】

#### 水源かん養機能(森林)

森林が持つ機能のうち、洪水の緩和、水資源の貯留、水質の浄化の機能のこと。森林に降った雨や雪は土壌の小さなすき間に浸透し、ゆっくりと河川に流れていく。このように森

林の土壌が水を貯え流出量を調整することにより洪水が緩和されるとともに、河川の流量が安定する。また雨水が森林の土壌を通過することによってろ過され、水質が浄化される。

### スマートムーブ

日々の移動において、電車・バスなどの公共交通機関や自転車、徒歩などエコな移動手段を選んだり自動車の使い方を工夫したりすることで CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目指す取り組み。

### 3R

Reduce（リデュース／ごみの発生抑制）、Reuse（リユース／再使用）、Recycle（リサイクル／再生利用・再資源化）の、循環型社会形成のための3つの取組みの頭文字を取ったもの。

### 3R プラス 1

3R の取組みに Repair（リペア／修理）、Refuse（リフューズ／断る）など、市民一人ひとりが自分に合った行動を自由にプラスする取組み。

### 【せ】

#### 生活雑排水

日常生活の中で出る排水（生活排水）のうち、トイレからの排水（し尿）を除いた、台所、風呂、洗濯などの排水のこと。

#### 生物化学的酸素要求量

（BOD、Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表すものとして最も重要な指標の一つ。

#### 生態系

ある地域に生息するすべての生き物（生物的環境）と、それらを取り巻く大気、水、土壌、光（太陽光）などの無機的環境（非生物的環境）を総合したシステム。生物的環境と非生物的環境が相互に作用しあい、物質・エネルギーの循環が生まれている。

#### 生物多様性

地球上のあらゆる生き物の豊かな個性と、生き物どうしの直接・間接的なつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルで

多様性があるとしている。

### 【そ】

#### 総資源化量

資源化したごみの量。P23 においては、収集資源（リサイクルセンター）、不燃・粗大ごみ処理資源化、集団回収量、拠点回収量の合計を指す。

### た行

### 【た】

#### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、化学物質の合成過程や燃焼過程などの際に非意図的に生成される。環境への残留性が高く毒性が強い。多くの異性体が存在し、異性体ごとにその毒性は異なる。最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を 1 とし、異性体ごとに毒性を換算し、毒性等量（TEQ）として表される。

#### 第 5 次環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき策定される国の環境基本計画で、平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された。日本が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化している現状や、持続可能な社会に向けた国際的な潮流を踏まえ、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指すとしている。またこの実現のため、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定している。

#### 待機電力

コンセントに接続された家電製品などが、使っていない状態や電源オフの状態であっても消費する電力のこと。正式には「待機時消費電力」という。時刻・温度・時間などのモニター表示や内蔵時計等の機能を維持するためや、リモコンからの指示を待つために常時微小な電力が消費されている。使用していない機器のコンセントを抜くことで節電になる。

## 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が実質ゼロ（カーボンニュートラル）となる社会のこと。

### 【ち】

#### 地域循環共生圏

本文中、コラム⑦（P54）参照。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

平成 9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で京都議定書が採択されたことを受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。令和3（2021）年の改正を含め、7回改正されている。

##### ▶改正地球温暖化対策推進法

地球温暖化を取り巻く国際情勢の変化を受け、令和3（2021）年に改正したもの。主な改正点は、（1）パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、（2）地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、（3）脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化、オープンデータ化の推進等、など。

#### 地産地消

地域で生産された農産物をその地域内において消費する取り組み。食料自給率の向上に加え、農産物の生産振興、地域の活性化などに繋がる。食材の輸送距離の短縮により輸送時に排出されるCO<sub>2</sub>が削減されるため、地球温暖化対策にもつながるものである。

### 【て】

#### 適応策

既に生じている、あるいは将来生じることが予測される地球温暖化による気候変動の影響に備え、被害を最小限に食い止めるための対策。温室効果ガス削減のための最大限の取組（緩和策）を行ったとしても気温の上昇は避けられないとされており、様々な影響が出ると予測されるため、緩和策と適応策をともに推進していくことが重要である。具体的な適応策の例は、豪雨・土砂災害対策、避難体制・危機管理体制の強化、熱中症対策、農作物の高温障害対策など。

## 電気自動車

⇒「EV」参照。

## 電源構成

石炭、LNG（天然ガス）、再生可能エネルギーなど、エネルギーの種類で分類した電力供給における発電方法の割合のこと。日本の令和元（2019）年の電源構成は、再生可能エネルギー約18%、原子力約6%、LNG約37%、石炭約32%、石油等約7%となっており、化石燃料の割合が全体の約76%となっている。国は令和3（2021）年にエネルギー基本計画の素案を公表し、2030年度の電源構成について再生可能エネルギー・原子力発電の割合を引き上げ、化石燃料の割合を全体の40%程度まで引き下げるとしている。

### 【と】

#### 特定外来生物

本文中、コラム⑤（P31）参照。

## な行

### 【に】

#### 2050年カーボンニュートラル宣言

菅前内閣総理大臣が令和2（2020）年10月の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したものの。令和3（2021）年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法には2050年カーボンニュートラルが基本理念として盛り込まれた。

## は行

### 【は】

#### ハイブリッドカー

複数の動力源を備えている自動車。一般にはガソリンで動くエンジンと電気モーターの2つが搭載された自動車を指す。低速走行時はモーターを使って走行し、加速して燃費の効率が良い速度になるとエンジンに切り替えて走行することにより、低燃費を実現している。

#### パリ協定

2015年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）において合意された、2020年以降の地球温暖化対策の新しい枠組みとなる協定。2016年

11月4日に発効。

世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃を十分に下回り、1.5℃に抑える努力をすることを世界共通の目的とし、そのために今世紀後半にカーボンニュートラルを達成することをはじめ、SDGsにおける気候変動に関する5つのターゲットをより具体的にした目標などを定めた。

#### 【ひ】

### PHV (Plug-in hybrid car、プラグインハイブリッドカー)

家庭用コンセントなどの外部電源から差し込みプラグを用いて充電することができるハイブリッドカー。ハイブリッドカーよりも蓄電能力に優れ、EV走行の航続距離が長い。

### ヒートアイランド (現象)

都市の中心部の気温が周囲 (郊外) よりも高くなる現象のこと。気温の高い地域が都市を中心に島のような形状に分布することからヒートアイランド (heat island=熱の島) 現象と呼ばれる。熱中症等の健康被害や集中豪雨の増加、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系への影響が懸念されている。

#### 【へ】

### 平年値

本文中、コラム① (P18) 参照。

### HEMS

(Home Energy Management System)

家庭のエネルギー監視システムのこと。家庭における電力の消費と発電・蓄電設備をリアルタイムで統合的に管理し、快適な生活を保ちつつ効果的な節電を可能とする。

同じシステムをビル内のエネルギー監視に用いたものをBEMS、工場内に用いたものをFEMSという。

### BEMS

(Building Energy Management System)

ビル内のエネルギー監視システムのこと。

HEMS参照。

## ま行

#### 【み】

### 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる植物を建物の外側に育成することにより、夏場の強い日差

しを遮り、植物の蒸散による水蒸気が気化することにより建物の熱を奪うことで室温の上昇を抑える手法やそのものを指す。

#### 【め】

### メガソーラー

出力1メガワット (1000キロワット) 以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

## や行

#### 【よ】

### 用途地域

都市計画法に基づき、用途に対応して定められた地域区分。目的に合わない建物の建設を制限することで、市街地の住工混在を解消して住み良い生活環境を保全する目的で設けられている。足利市では、12種類の用途地域のうち9種類を定めている。

## ら行

#### 【り】

### リサイクル率

ごみの総排出量のうち、総資源化量の割合。

#### 【れ】

### レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について、生息状況や減少要因などを取りまとめた本。

### レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本においては環境省が作成しており、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめている。環境省のレッドリスト2018では、3,675種の生物が絶滅危惧種として指定されている。

## わ行

#### 【わ】

### ワンウェイプラスチック

一度使用されたあと、再使用されことなくごみまたは資源として回収されるプラスチック製のもの。

## 第3次足利市環境基本計画

令和4（2022）年2月

発行 足利市

編集 足利市 生活環境部 環境政策課

〒326-8601

足利市本城三丁目 2145 番地

電話：0284-20-2151

